

令和6年第2回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和 6 年第 2 回 荒尾市議会（定例会） 議案資料目次

議案番号	件 名	ページ
議第 3 号	令和 6 年度荒尾市一般会計予算	1
議第 4 号	令和 6 年度荒尾市国民健康保険特別会計予算	43
議第 5 号	令和 6 年度荒尾市介護保険特別会計予算	45
議第 6 号	令和 6 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算	47
議第 7 号	令和 6 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算	48
議第 8 号	令和 6 年度荒尾市水道事業会計予算	49
議第 9 号	令和 6 年度荒尾市下水道事業会計予算	50
議第 10 号	令和 6 年度荒尾市病院事業会計予算	51
議第 11 号	専決処分について（令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 10 号））	52
議第 13 号	荒尾市犯罪被害者等支援条例の制定について	53
議第 14 号	荒尾市部設置条例の一部改正について	54
議第 15 号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	56
議第 16 号	荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について	58
議第 17 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	63
議第 18 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	66
議第 19 号	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	70
議第 20 号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	71

議案番号	件名	ページ
議第21号	荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	74
議第22号	荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について	
議第23号	荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について	
議第24号	荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	
議第25号	荒尾市漁港管理条例の一部改正について	75
議第26号	荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正について	76
議第27号	荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	77
議第28号	荒尾市水道条例の一部改正について	78
議第29号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	79
議第30号	財産の取得について	80
議第31号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第11号）	81
議第32号	令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	86
議第33号	令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	87

令和6年度 荒尾市一般会計予算資料

1 歳入

(単位:千円)

区 分	令和6年度				令和5年度				比 較					
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %		
1 市 税	市民税	2,025,500	7.7	2,025,500	12.5	2,230,700	9.1	2,230,700	14.5	△ 205,200	△ 9.2	△ 205,200	△ 9.2	
	固定資産税	2,498,200	9.5	2,498,200	15.4	2,547,700	10.4	2,547,700	16.5	△ 49,500	△ 1.9	△ 49,500	△ 1.9	
	軽自動車税	202,270	0.8	202,270	1.3	201,000	0.8	201,000	1.3	1,270	0.6	1,270	0.6	
	たばこ税	424,000	1.6	424,000	2.6	384,000	1.6	384,000	2.5	40,000	10.4	40,000	10.4	
	入湯税	6,200	0.0	6,200	0.0	5,700	0.0	5,700	0.0	500	8.8	500	8.8	
	計	5,156,170	19.6	5,156,170	31.9	5,369,100	22.0	5,369,100	34.8	△ 212,930	△ 4.0	△ 212,930	△ 4.0	
純 一 般 財 源	2 地方譲与税	140,616	0.5	140,616	0.9	134,892	0.6	134,892	0.9	5,724	4.2	5,724	4.2	
	3 利子割交付金	1,000	0.0	1,000	0.0	800	0.0	800	0.0	200	25.0	200	25.0	
	4 配当割交付金	23,000	0.1	23,000	0.1	13,000	0.1	13,000	0.1	10,000	76.9	10,000	76.9	
	5 株式等譲渡所得割交付金	24,000	0.1	24,000	0.1	15,000	0.1	15,000	0.1	9,000	60.0	9,000	60.0	
	6 法人事業税交付金	66,000	0.3	66,000	0.4	62,000	0.3	62,000	0.4	4,000	6.5	4,000	6.5	
	7 地方消費税交付金	1,204,000	4.6	1,204,000	7.4	1,239,000	5.1	1,239,000	8.0	△ 35,000	△ 2.8	△ 35,000	△ 2.8	
	8 ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.1	30,000	0.2	31,000	0.1	31,000	0.2	△ 1,000	△ 3.2	△ 1,000	△ 3.2	
	9 環境性能割交付金	13,000	0.0	13,000	0.1	9,000	0.0	9,000	0.1	4,000	44.4	4,000	44.4	
	10 地方特例交付金	235,000	0.9	235,000	1.5	44,000	0.2	44,000	0.3	191,000	434.1	191,000	434.1	
	11 地方交付税	普通交付税	5,550,000	21.1	5,550,000	34.3	5,500,000	22.5	5,500,000	35.7	50,000	0.9	50,000	0.9
		特別交付税	800,000	3.0	800,000	4.9	800,000	3.3	800,000	5.2	0	0.0	0	0.0
計	6,350,000	24.1	6,350,000	39.3	6,300,000	25.8	6,300,000	40.9	50,000	0.8	50,000	0.8		
小 計	13,242,786	50.2	13,242,786	81.9	13,217,792	54.2	13,217,792	85.8	24,994	0.2	24,994	0.2		
12 交通安全対策特別交付金	8,000	0.0	8,000	0.0	8,000	0.0	8,000	0.1	0	0.0	0	0.0		
13 分担金・負担金	76,673	0.3	2,208	0.0	114,617	0.5	2,208	0.0	△ 37,944	△ 33.1	0	0.0		
14 使用料・手数料	555,769	2.1	9,262	0.1	557,803	2.3	7,668	0.0	△ 2,034	△ 0.4	1,594	20.8		
15 国庫支出金	5,448,114	20.7	32,798	0.2	4,966,863	20.4	0	0.0	481,251	9.7	32,798	皆増		
16 県支出金	2,051,722	7.8	2,541	0.0	2,078,757	8.5	3,102	0.0	△ 27,035	△ 1.3	△ 561	△ 18.1		
17 財産収入	176,368	0.7	143,262	0.9	70,133	0.3	34,221	0.2	106,235	151.5	109,041	318.6		
18 寄附金	701,002	2.7	701,002	4.3	701,002	2.9	701,002	4.5	0	0.0	0	0.0		
19 繰入金	2,476,590	9.4	1,949,983	12.1	1,871,974	7.7	1,312,958	8.5	604,616	32.3	637,025	48.5		
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0		
21 諸収入	241,175	0.9	34,695	0.2	232,458	1.0	27,272	0.2	8,717	3.7	7,423	27.2		
22 市 債	1,381,800	5.2	50,000	0.3	580,600	2.4	100,000	0.6	801,200	138.0	△ 50,000	△ 50.0		
歳 入 合 計	26,360,000	100.0	16,176,538	100.0	24,400,000	100.0	15,414,224	100.0	1,960,000	8.0	762,314	4.9		
うち	自主財源	9,383,748	35.6	7,996,583	49.4	8,917,088	36.5	7,454,430	48.4	466,660	5.2	542,153	7.3	
	依存財源	16,976,252	64.4	8,179,955	50.6	15,482,912	63.5	7,959,794	51.6	1,493,340	9.6	220,161	2.8	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	令和6年度				令和5年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	194,510	0.7	194,510	1.2	200,325	0.8	200,325	1.3	△ 5,815	△ 2.9	△ 5,815	△ 2.9
2 総務費	3,350,439	12.7	2,258,495	14.0	2,901,934	11.9	2,031,304	13.2	448,505	15.5	227,191	11.2
3 民生費	11,771,746	44.7	5,416,070	33.5	11,352,614	46.5	5,256,680	34.1	419,132	3.7	159,390	3.0
4 衛生費	3,232,145	12.3	2,607,469	16.1	3,231,852	13.2	2,471,088	16.0	293	0.0	136,381	5.5
5 労働費	25,122	0.1	25,122	0.2	19,583	0.1	19,345	0.1	5,539	28.3	5,777	29.9
6 農林 水産業費	356,107	1.4	204,066	1.3	415,355	1.7	198,549	1.3	△ 59,248	△ 14.3	5,517	2.8
7 商工費	1,000,615	3.8	251,903	1.6	292,661	1.2	251,254	1.6	707,954	241.9	649	0.3
8 土木費	1,827,175	6.9	1,144,140	7.1	1,620,464	6.6	1,007,797	6.5	206,711	12.8	136,343	13.5
9 消防費	789,874	3.0	708,715	4.4	732,502	3.0	712,874	4.6	57,372	7.8	△ 4,159	△ 0.6
10 教育費	2,088,135	7.9	1,750,367	10.8	1,948,208	8.0	1,643,772	10.7	139,927	7.2	106,595	6.5
11 災害 復旧費	11,917	0.0	11,917	0.1	10,082	0.0	10,082	0.1	1,835	18.2	1,835	18.2
12 公債費	1,658,444	6.3	1,549,993	9.6	1,627,647	6.7	1,564,381	10.1	30,797	1.9	△ 14,388	△ 0.9
14 予備費	53,771	0.2	53,771	0.3	46,773	0.2	46,773	0.3	6,998	15.0	6,998	15.0
歳出合計	26,360,000	100.0	16,176,538	100.0	24,400,000	100.0	15,414,224	100.0	1,960,000	8.0	762,314	4.9

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

区分	令和6年度		令和5年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	20,495,729	77.8	19,785,517	81.1	710,212	3.6	
義務的経費	13,028,825	49.4	12,508,896	51.3	519,929	4.2	
人件費	3,305,972	12.5	3,103,354	12.7	202,618	6.5	一般職員人件費+79,755(うち退職手当+44,191(定年+2人、任期付+2人)、会計年度任用職員人件費+112,267、議員人件費△7,608、住宅・土地統計調査員報酬△3,495
扶助費	8,064,409	30.6	7,777,895	31.9	286,514	3.7	児童手当費+102,540、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+60,911、子ども医療費助成事業費+53,345、特定教育・保育施設型給付費+45,157、管内外私立保育所運営費+18,147、放課後児童健全育成事業費+12,804、放課後児童クラブ運営委託事業費+4,824、障害児保育事業費+3,919、小学校振興費+3,670、中学校振興費+3,266、相談支援給付費等支給事業費+1,825、療養介護医療費支給事業費△6,600、生活保護費△6,420、児童扶養手当支給事業費△5,006、自立支援医療費支給事業費△3,620、重度心身障害者医療費助成費△2,468
公債費	1,658,444	6.3	1,627,647	6.7	30,797	1.9	長期債元金償還金+38,221、長期債利子△7,424
物件費	3,655,886	13.9	3,425,202	14.0	230,684	6.7	情報化対策推進事業費+106,482、リサイクル事業費+72,127、小学校振興費+40,441、塵芥処理費+33,219、公共施設総合管理事業費+26,286、後期高齢者健康保持推進事業費+22,539、電子計算費+21,982、相談支援事業費+17,628、道路メンテナンス補助事業費(橋梁長寿命化修繕計画)+17,400、文化財関連施設改修費+16,832、小学校維持管理費+14,862、スマートヘルスケアサービス事業費△61,752、航空写真撮影事業費△34,837、荒尾駅周辺地区整備事業費△33,265、自治体版R E 1 O O推進事業費△25,991、公共工事施工管理支援事業費△19,239、小学校維持管理費(新型コロナウイルス対応)△18,931
維持補修費	288,173	1.1	265,107	1.1	23,066	8.7	道路維持費+26,123、中学校施設改修費+15,500、小学校施設改修費+5,842、潮湯施設改修費+3,853、供養塔改修費+2,618、住宅施設改修費△38,205、庁舎施設改修費△1,758
補助費等	3,522,845	13.4	3,586,312	14.7	△ 63,467	△ 1.8	病院事業会計支出金+68,355、学校給食費負担軽減事業費+32,798、有明広域行政事務組合消防負担金+16,179、地域公共交通活性化事業費+15,449、公共下水道費+15,346、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費+14,000、ふるさと応援寄附金推進費△134,296、県営土地改良総合整備事業費△72,500、荒尾市議会議員選挙費△11,893
2. 投資的経費	2,835,991	10.8	1,645,185	6.7	1,190,806	72.4	
普通建設事業費	2,824,074	10.7	1,635,103	6.7	1,188,971	72.7	
補助事業費	1,554,928	5.9	900,867	3.7	654,061	72.6	ウェルネス拠点施設整備事業費+570,672、小学校施設長寿命化改修事業費+105,052、中央野原線+101,000、世界遺産修復・公開・活用事業費+72,677、運動公園施設長寿命化計画事業費+38,000、本村運動公園線+37,800、中学校施設長寿命化改修事業費+32,983、橋梁補修+31,087、介護予防拠点整備事業費+29,130、荒尾駅周辺地区整備事業費+25,564、国重要文化財建造物保存修理事業費△206,379、地球温暖化対策事業費△126,936、万田田添線△43,300、荒尾港海岸堤防△26,000
単独事業費	1,269,146	4.8	734,236	3.0	534,910	72.9	荒尾総合文化センター施設改修費+511,079、地域体育館施設改修費+62,483、いきいき産業立地促進助成事業費+60,000、消防施設新設費+54,989、清里保育園施設改修費+49,866、道路施設改修費+31,000、観光施設改修費+15,600、中学校施設長寿命化改修事業費+15,047、庁舎施設改修費△129,177、小学校施設改修費△55,259、万田炭鉱館施設改修費△37,765、メディア交流館施設改修費△21,730、集落道路改良事業費△13,000、松ヶ浦環境センター施設改修費△8,492、中学校施設改修費△8,216、リレーセンター施設改修費△6,829
災害復旧事業費	11,917	0.0	10,082	0.0	1,835	18.2	現年公共土木災害復旧事業費+1,835
3. その他の経費	3,028,280	11.5	2,969,298	12.2	58,982	2.0	
積立金・出資金	4,432	0.0	3,949	0.0	483	12.2	林業振興費+483
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
繰出金	3,023,848	11.5	2,965,349	12.2	58,499	2.0	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金+57,561、後期高齢者医療特別会計繰出金+32,501、後期高齢者医療費△16,176、介護保険特別会計繰出金△8,752、国民健康保険特別会計繰出金△6,635
歳出合計	26,360,000	100.0	24,400,000	100.0	1,960,000	8.0	

(予備費は、補助費等に含めています。)

臨 時 的 経 費 等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			972		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	市議会映像配信事業費	1,421				1,421	映像配信業務委託料	
	市議会タブレット端末運用事業費	2,492				2,492	タブレット端末保守委託料、使用料、タブレット端末借上料	
2 総 務 費	【一部新規】人材育成推進事業費	1,377				1,377	消耗品費、職員研修委託料、備品購入費(新規)ハラスメント研修	
	行政情報伝達等事業費	41,699				41,699	(R2～)報償金、広報等配送委託料、行政協力業務委託料ほか	
	有明広域行政事務組合費	21,972				21,972	総務共通経費・企画費負担金(前年度 23,584)	
	退職手当(特別職)	25,148				25,148	市長・副市長	
	退職手当	46,335				46,335	7人(うち5人任期付職員 前年度4人2,868)	
	広報戦略事業費	27,755			972	26,783	広告料、広報業務包括委託料、使用料(財源) ・ウェブバナー掲載料 232 ・広報あらお広告掲載料 740	
	【新規】指定金融機関会計業務委託事業費	2,996				2,996	会計業務委託料	
	【新規】口座振替データ伝送事業費	8,573				8,573	手数料、口座振替データ伝送化導入システム改修委託料、口座振替データ伝送業務委託料ほか	
	【新規】※資料1 児童見守りサービス導入準備事業費	660			660		児童見守りサービス導入準備事業委託料(財源) ・子ども未来基金繰入金 660	
	地方創生移住支援事業費	5,000	3,750			1,250	(R1補正～)移住支援事業補助金(財源) ・県補助金 3,750	
	国際交流促進事業費	330				330	日中友好促進会議運営補助金、国際交流推進事業補助金	
【一部新規】地域公共交通活性化事業費	118,902	4,000			114,902	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金、おもやいたクシー運行事業補助金ほか(新規)スマートバス停設置補助金(財源) ・県補助金 4,000		
【新規】行政改革推進事業費	990				990	消耗品費		
協働のまちづくり推進事業費	7,220			6,982	238	普通旅費、借上料、地域づくり交付金(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,982		

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	情報化対策推進事業費	183,188	77,859			105,329	基幹系業務標準化準備作業委託料、自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料、OA機器借上料ほか (財源) ・国庫補助金 77,859
	結婚新生活支援事業費	9,000	6,000			3,000	(H29補正～) 結婚新生活支援事業補助金 (財源) ・県補助金 6,000
	ふるさと応援寄附金推進費	349,857			349,857		記念品賞品、ふるさと応援寄附金返礼業務委託料、使用料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 241,716 ・子ども未来基金繰入金 108,141
	【一部新規】 ICT利活用基盤整備事業費	15,165				15,165	消耗品費、CIO補佐業務委託料、生成AIによる業務改善事業使用料(新規)
	コミュニティFM推進事業費	3,700				3,700	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	地域おこし協力隊事業費 (情報格差対策)	4,614				4,614	協力隊報酬ほか
	メディア交流館施設改修費	2,246			2,246		パソコン購入費 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,246
	AI-OCR導入事業費	1,320				1,320	(R2～) 使用料
	市内高校活性化事業費	1,067			1,067		FMたんと放送委託料、高校生と連携した「暮らしたいまち日本一」事業委託料 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,067
	花のみちプロジェクト事業費	3,060			3,060		(H30～) 原材料費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 3,060
	公共施設総合管理事業費	208,029				208,029	(R5～) 公共施設総合管理業務委託料
	南新地地区ウェルネス拠点 形成プロジェクトマネジメント 事業費	13,021				13,021	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクト マネジメント業務委託料、エリアの活性化に 向けた方策の検討支援業務委託料
	移住情報発信事業費	2,071				2,071	普通旅費、消耗品費、郵便料ほか
	移住相談支援事業費	4,055				4,055	移住コーディネーター報酬、健康労働保険料、費用弁償ほか
	移住体験事業費	3,374	500		277	2,597	手数料、移住体験ツアー委託料、借上料ほか (財源) ・県補助金 500 ・体験住宅家賃 277
	老朽危険空家除却助成事業費	6,000	3,000			3,000	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 3,000

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	空家バンク事業費	8,113	128			7,985	基本報酬、期末手当、空家・空地バンク利活用促進事業補助金ほか (財源) ・国庫補助金 100 ・県補助金 28
	【拡充】 総合計画推進事業費	17,509				17,509	まちづくりアンケート結果入力業務委託料、地域おこし協力隊業務委託料(拡充)、地域活性化起業人事業負担金ほか
	空家等対策費	315				315	審議会報酬、印刷製本費、郵便料ほか
	RPA(ロボットによる業務自動化)導入事業費	6,776				6,776	(R1～) 消耗品費、RPA導入構築委託料、借上料ほか
	荒尾市移住促進事業費	7,400	2,000			5,400	(R2～) 移住促進補助金、テレワーク補助金 (財源) ・県補助金 2,000
	企業版ふるさと納税事業費	1,551				1,551	企業版ふるさと納税コンサルティング委託料
	※資料2 【新規】 防犯対策事業費	400				400	犯罪被害者等見舞金
	【拡充】 地域防犯施設整備事業費	5,128				5,128	みまもりカメラ設置業務委託料(新設6台)、みまもりカメラリース料(既設32台)
	債権管理一元化事業費	450				450	消耗品費、生活再建支援ガイドサービス利用料
	【新規】 法人住民税等手続電子化 対応事業費	693				693	法人住民税等手続電子化対応委託料
	【新規】 小型二輪・軽二輪の軽自動車 税申告手続電子化対応 事業費	1,089				1,089	軽自動車税申告手続電子化対応委託料
	住民税申告支援システム導入 事業費	7,238				7,238	導入委託料、使用料
	社会保障・税番号制度システム 整備事業費(記載事項 関連)	2,805	2,805				(R5補正～) 振り仮名法制化対応システム改修委託料 (財源) ・国庫補助金 2,805
	【一部新規】 マイナンバーカード交付円 滑化推進事業費	38,649	38,595			54	(R2補正～) 基本報酬(7人)、郵便料、マイナンバー カード申請サポート及び代理交付業務委託 料(新規)ほか (財源) ・国庫補助金 38,595
	住民票等コンビニ交付事業 費	4,970			1,970	3,000	(R5～) 手数料、保守委託料、コンビニ交付負担金 (財源) ・戸籍謄抄本等手数料 1,970
	※資料3 【拡充】 スマート窓口化推進事業費	7,961	3,795			4,166	申請書作成システム導入委託料(新規)、 証明書交付システム導入委託料(新規)、 使用料ほか (財源) ・国庫補助金 3,795

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	【新規】 戸籍情報システム標準化対応事業費	3,254				3,254	戸籍情報システム改修委託料、戸籍附票システム改修委託料
	荒尾市長選挙費	17,200				17,200	選挙事務従事者報酬ほか
	荒尾市長選挙費(人件費)	8,669				8,669	時間外手当
	荒尾市議会議員選挙費	9,667				9,667	選挙事務従事者報酬ほか
	荒尾市議会議員選挙費(人件費)	827				827	時間外手当
	国勢調査調査区設定事務費	269	269				普通旅費、消耗品費、借上料ほか (財源) ・県委託金 269
	農林業センサス事務費	1,776	1,776				調査員報酬、消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県委託金 1,776
	経済センサス調査区設定事務費	14	14				消耗品費、郵便料 (財源) ・県委託金 14
	全国家計構造調査事務費	662	662				調査員報酬、報償金、消耗品費ほか (財源) ・県委託金 662
3 民 生 費	【一部新規】 自殺対策推進事業費	4,828	2,233			2,595	(R1～) ゲートキーパー研修の実施、自殺対策計画第2期策定(新規)ほか 委員会報酬、報償金、自殺対策計画策定業務委託料ほか (財源) ・県補助金 2,233
	【新規】 パラリンピック応援事業費	2,173			2,173		ウィルチェアラグビー競技におけるパブリックビューイングの実施等 消耗品費、横断幕・懸垂幕制作取付業務委託料、パブリックビューイング業務委託料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,173
	成年後見制度利用促進体制整備事業費	4,936	1,326			3,610	(R2～) 成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務委託料、市民後見人養成研修業務委託料 (財源) ・国庫補助金 1,000 ・県補助金 326
	権利擁護支援推進事業費	4,736				4,736	権利擁護支援推進事業補助金
	避難行動要支援者個別支援計画策定事業費	76				76	(R2～) 普通旅費
	【新規】 避難行動要支援者システム改修事業費	5,223				5,223	避難行動要支援者システム改修委託料

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	生活困窮者自立相談支援事業費(任意事業分)	16,114	7,367			8,747	基本報酬、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託料、支援事業負担金ほか (財源) ・国庫補助金 7,367
	※資料4 【拡充】 重度心身障害者医療費助成費	117,992	57,500			60,492	医療費助成申請書データエントリー業務委託料、総合福祉システム改修委託料、扶助費ほか (拡充)自己負担分無償化の実施(R7.1~) (財源) ・県補助金 57,500
	障害者給付認定審査会運営費	5,451				5,451	総合支援費負担金 (前年度 5,674)
	自発的活動支援事業費	100	75			25	(R3~) 自発的活動支援事業費補助金 (財源) ・国庫補助金 50 ・県補助金 25
	後期高齢者医療広域連合負担金	979,922				979,922	一般会計事務費 8,668 特別会計事務費 23,249 療養給付費 948,005
	子ども食堂支援事業費	600	400			200	(R5~) 荒尾市子ども食堂支援事業費補助金 (財源) ・県補助金 400
	【拡充】 放課後児童健全育成事業費	12,314	8,208			4,106	万田学童クラブ(1単位→2単位に増設) シオン園保育所内放課後児童クラブ(新設) (財源) ・国庫補助金 4,104 ・県補助金 4,104
	放課後児童クラブ支援事業費	18,081	12,054			6,027	(H30~) 放課後児童クラブの障がい児受入れを推進するための専門職員配置の補助 (財源) ・国庫補助金 6,027 ・県補助金 6,027
	子ども・子育て会議費	8,068				8,068	こども計画の策定等 子ども・子育て会議報酬、費用弁償、こども計画策定業務委託料
	【新規】 子育て世帯訪問支援事業費	1,060	580		144	336	消耗品費、郵便料、訪問支援サービス委託料 (財源) ・国庫補助金 290 ・県補助金 290 ・実費徴収金 144
	保育所等施設整備事業費	1,320	880			440	防犯カメラ設置補助金(桜山保育園、カンガルー保育園) (財源) ・国庫補助金 880
	こども家庭センター事業費	1,370	1,141			229	利用者支援事業(こども家庭センター型)の実施 消耗品費、電話料、借上料ほか (財源) ・国庫補助金 913 ・県補助金 228
	【新規】 保育所等性被害防止対策支援事業費	3,525	2,250			1,275	備品購入費、性被害防止対策支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 2,250
	医療的ケア児保育支援事業	23,920	17,940			5,980	(R3補正~) 医療的ケア児保育支援事業補助金 (財源) ・県補助金 17,940

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【新規】 子どもの生活実態調査事業費	990	495			495	子どもの生活実態調査業務委託料 (財源) ・国庫補助金 495
	放課後児童支援員等処遇改善事業費	4,092	2,728			1,364	放課後児童支援員等の処遇改善のための補助 (財源) ・国庫補助金 1,364 ・県補助金 1,364
	実費徴収に係る補足給付事業費	11,280				11,280	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う副食材料費への補助
	放課後児童クラブ運営委託事業費	40,824	15,308		13,206	12,310	(R5～) 事業運営委託料 (財源) ・国庫補助金 7,654 ・県補助金 7,654 ・施設利用料 13,206
	保育対策総合支援事業費	30,497	26,479			4,018	(H29補正繰越～) ICT整備に要する費用及び保育士の補助を行う保育補助者の雇上費用への補助 (財源) ・国庫補助金 650 ・県補助金 25,829
	待機児童解消対策事業費	3,000				3,000	(H30～) 新たに市内の保育所に勤める保育士に対する家賃補助
	【新規】 児童手当制度改正実施円滑化事業費	3,123	3,123				制度改正に伴うシステム改修及び受給者への通知 (財源) ・国庫補助金 3,123
	※資料5 【新規】 管内外私立保育所運営費				△ 25,421	25,421	第2子以降の保育料無償化(所得制限なし) (財源) ・保育所保護者負担金 △25,421
	※資料6 【新規】 特定教育・保育施設型給付費	18,861				18,861	第2子以降の保育料無償化(所得制限なし) 各種負担金
	【拡充】 児童手当費	910,740	794,646			116,094	児童手当の支給 (拡充) ①対象引上げ(中学修了前→高等学校修了前(18歳に達した年度まで)) ②支給額の変更(第3子以降15千円→30千円) ③所得制限の撤廃 ※2024年10月(12月支給)から (財源) ・国庫負担金 678,566 ・県負担金 116,080
	ひとり親家庭等支援事業費	2,776			2,700	76	(R2補正～) 寄附金を活用した小学6年生及び中学3年生のひとり親家庭等の子どもへの学習支援(シティモール商品券支給) (財源) ・社会福祉振興基金繰入金 2,700
	清里保育園給食業務委託事業費	8,580				8,580	(R5～) 給食調理業務委託料
	子育てのための施設等利用事業費	3,715	2,783			932	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る給付 (財源) ・国庫負担金 1,856 ・県負担金 927

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4 衛 生 費	母子保健充実事業費	4,104	2,025		134	1,945	印刷製本費、産後ケア事業デイサービス等委託料、扶助費ほか (財源) ・国庫補助金 2,025 ・実費徴収金 134
	新生児聴覚検査助成事業費	1,517			1,517		(R3～) 消耗品費、扶助費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,517
	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費	36,379	29,949			6,430	(R4補正～) 基本報酬、郵便料、出産・子育て応援給付金ほか (財源) ・国庫補助金 23,522 ・県補助金 6,427
	【新規】 ※資料7 妊娠・出産・子育て支援事業費(少子化対策)	3,000				3,000	特定不妊治療助成費
	むし歯予防対策事業費	2,539	1,109			1,430	(H23補正～) H27から全小・中学校に拡大 報償金、フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,109
	プレパパ教室事業費	94	47			47	(H30～) 消耗品費 (財源) ・県補助金 47
	成人男性風しん抗体検査及び予防接種事業費	5,131	1,585			3,546	(R1～) 手数料、抗体検査委託料、予防接種委託料ほか (財源) ・国庫補助金 1,585
	【拡充】 ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	2,805				2,805	消耗品費、荒尾長洲地域資源活用推進協議会負担金、ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金(拡充:開館5周年記念事業)ほか
	荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費	4,142			598	3,544	消耗品費、施設維持管理委託料、備品購入費ほか (財源) ・行政財産使用料 26 ・ふるさと応援基金繰入金 572
	【拡充】 ※資料8 地球温暖化対策事業費	495				495	(R4～) 委員会報酬、費用弁償、消耗品費ほか
	【拡充】 ※資料9 がん検診推進事業費(個別検診対象者の拡充)	4,533			611	3,922	基本報酬、子宮頸がん検診委託料、乳がん検診委託料ほか (財源) ・実費徴収金 611
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費	13,692			13,678	14	(R3～) 基本報酬、消耗品費、医療専門職業務委託料ほか (財源) ・受託事業収入 13,678
	複合検診事業費(ピロリ菌検査)	1,826			547	1,279	(H30～) ピロリ菌検査(40歳以上) (財源) ・実費徴収金 547
	スマートヘルスケアサービス事業費	145,548	65,079			80,469	普通旅費、スマートヘルスケアサービス事業委託料、地域活性化起業人負担金 (財源) ・国庫補助金 65,079
大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	382,854			169,619	213,235	(前年度 382,948) (財源) ・ごみ処理手数料 169,619	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	病院事業会計支出金	593,222				593,222	(前年度 524,867)
	水道事業会計支出金	188,202				188,202	(前年度 188,180)
5	労働費						
	奨学金返済わか者就労支援事業費	3,984				3,984	(H30～) 印刷製本費、奨学金返済わか者就労支援補助金
	地元雇用促進事業費	5,827				5,827	企業紹介冊子作製業務委託料、借上料、オンライン交流会業務負担金
6	農林水産業費						
	機構集積支援事業費	10,681	10,090			591	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 10,090
	【新規】 農地台帳システムデータ連携事業費	176				176	農地台帳システムデータ連携委託料
	農業振興地域整備事業費	12,166				12,166	農業振興地域整備計画策定業務委託料
	耕作放棄地解消事業費	300	300				耕作放棄地解消補助金 (財源) ・県補助金 300
	農地中間管理事業費	3,280			3,280		(R5～) 基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・受託事業収入 3,280
	環境保全型農業直接支援対策費	1,171	877			294	環境保全型農業直接支払交付金 (財源) ・県補助金 877
	【一部新規】 農水産物地産地消推進事業費	2,495			600	1,895	地域農水産物活用セミナー委託料、地産地消フェア運営支援業務委託料(新規) (財源) ・地産地消フェア実施負担金 600
	特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	357				357	普通旅費
	農水産物販路拡大推進事業費	1,850				1,850	(R3補正～) 農産物販路拡大推進業務委託料、荒尾梨販路拡大プロジェクト推進補助金
	新型コロナウイルス対策事業費(農業振興)	177	114			63	(R3～) 農業制度資金利子補給金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成金 (財源) ・県補助金 114
	【一部新規】 新規就農支援事業費	8,950	8,116			834	新規就農者育成総合対策資金、中高年移住就農初期投資支援事業補助金(新規) (財源) ・県補助金 8,116
	【一部新規】 農産物被害対策事業費	4,300				4,300	(R3～) 有害鳥獣処分手数料(新規)、農作物被害対策事業費補助金、若手捕獲者育成事業補助金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	【拡充】 農作物栽培支援事業費	300				300	(R3～) 農作物栽培支援補助金 ※補助対象作物の拡充
	【拡充】 果樹経営支援事業費	900				900	(R3～) 果樹苗木補助金 ※梨を追加し、品種要件を拡充
	【拡充】 農業用機械・施設等整備事業費	7,000				7,000	(R3～) 農業用機械・施設等整備支援事業補助金 (農業用機械・施設分)、同補助金(スマート農業機械分)(拡充)
	多面的機能支払交付金事業費	32,908	24,690			8,218	消耗品費、交付金システム保守委託料、交付金ほか (財源) ・県補助金 24,690
	団体営土地改良総合整備事業費	3,377				3,377	(R5～) 換地等調整事業委託料
	県営土地改良総合整備事業費	2,278				2,278	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか
	水産業振興費	650				650	海のイベント大会補助金(マジック釣り大会)
	有明海活性化対策事業費	276				276	贈呈海苔加工委託料、県産あさり振興協議会負担金
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,500				1,500	水産多面的機能発揮対策事業負担金
	浜の活力再生事業費	5,631				5,631	(R3～) 新規魚種開発支援補助金
7 商 工 費	※資料10 【一部新規】 空き店舗対策事業費	4,800				4,800	空き店舗対策事業補助金、創業等チャレンジ応援補助金(新規)
	※資料12 【拡充】 荒尾駅前活性化事業費	1,260				1,260	荒尾駅舎リノベーションによるまちづくり実証業務委託料、借上料
	誘客・PR事業費	17,967	7,500		5,990	4,477	体験型観光推進事業委託料、インバウンド受入環境整備委託料、フォトコンテスト運営業務委託料、荒尾市デジタル掛軸事業委託料ほか (財源) ・県補助金 7,500 ・熊本地震復興基金繰入金 5,990
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名教育旅行推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	393				393	有明圏域定住自立圏観光推進事業負担金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	世界文化遺産保存活用推進事業費	3,091				3,091	普通旅費、広告料、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金ほか
	世界遺産まちづくり人材育成事業費	223				223	報償金、消耗品費、広告媒体作成委託料ほか
	炭鉱電車保存整備事業費	5,795			5,795		電気料、整備点検等委託料、リーフレット作成委託料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 5,795
	地方消費者行政活性化事業費	7,871	3,633			4,238	基本報酬、費用弁償、消耗品費ほか (財源) ・県補助金 3,633
8	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
土	道路メンテナンス補助事業費(橋梁長寿命化修繕計画)	17,400	9,570			7,830	橋梁長寿命化修繕計画策定委託料 (財源) ・国庫補助金 9,570
木	河川改良事業費	6,000		6,000			川登川外1件樹木伐採 (財源) ・河川事業債 6,000
費	荒尾港海岸単独事業費	10,450				10,450	荒尾港海岸定期点検業務委託料
	荒尾駅周辺地区整備事業費	341				341	バリアフリー基本構想検討協議会報酬、費用弁償
	景観検討事業費	990				990	VRコンテンツ等制作業務委託料
	下水道事業会計支出金	399,606				399,606	(前年度 384,260)
	競馬場跡地管理事業費	16,774			16,774		借上料 (財源) ・市有地建物賃貸料 16,774
	公園整備事業費	2,500			2,500		中央緑地整備委託料 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,500
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	2,250	1,250			1,000	アスベスト含有調査等事業補助金、危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 1,250
	令和2年7月豪雨住まいの再建支援事業費	600	600				(R3～) 住まいの再建支援事業補助金 (財源) ・県補助金 600
	移転費等助成事業費	3,762				3,762	(R4～) 補償金

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消 防負担金	571,129				571,129	消消費負担金 (前年度 554,920)
	【新規】 消防団活動支援事業費	1,485				1,485	消防団活動支援アプリ利用料
	消防施設新設費	10,258				10,258	格納庫アスベスト調査業務委託料、消火栓 新設負担金
	防災備蓄品等整備事業費	2,000				2,000	消耗品費、食糧費、備品購入費
	自主防災組織育成事業費	353				353	報償金、自主防災組織設立促進助成金(5 地区)
	【一部新規】 防災対策事業費	3,888	248			3,640	消耗品費、印刷製本費、消防用サイレン制 御設備撤去委託料(新規)ほか (財源) ・国庫補助金 248
10 教 育 費	幼・保・小・中・高連携事業 費	200			200		消耗品費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 200
	児童生徒の運動部活動等在 り方検討会事業費	3,322				3,322	基本報酬、検討委員会報酬、普通旅費ほ か
	授業改善アドバイザー活用 事業費	805				805	(H30～) 報償金、消耗品費
	【新規】 ※資料13 ICTを利用した郷土学習推 進事業費	1,001			1,001		消耗品費、ICTを利用した郷土学習推進事 業委託料 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,001
	感染症対策事業費(教育)	1,300				1,300	消耗品費
	退職手当	724				724	1人(うち1人任期付職員 前年度0人)
	小学校振興費(新採択教科 書及び指導書購入費)	41,847				41,847	新採択教科書及び指導書
	【拡充】 小学校特別支援教育支援 員事業費	110,683				110,683	支援員43人(+7人)
	【新規】 ※資料14 小学校フリースクール事業 費	7,290				7,290	基本報酬(2人)、修繕費、借上料ほか
小学校ICT環境整備事業費	121,644			27,942	93,702	ICT支援委託料、教育ICT環境整備及び 運用管理業務委託料、借上料ほか (財源) ・子ども未来基金繰入金 27,942	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	子ども未来文庫整備事業費 (小学校)	2,000			2,000		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 2,000
	【拡充】 ※資料15 魅力ある修学旅行サポート 事業費	4,800			4,800		(R5～) 魅力ある修学旅行サポート事業費補助金 (拡充)全校実施、定額補助10千円 (財源) ・子ども未来基金繰入金 4,800
	スクールソーシャルワーカー 運営事業費(任期付職員人 件費)	5,017				5,017	1人任用(R2.12～)
	中学校特別支援教育支援 員事業費	31,238				31,238	支援員12人(前年同数)
	英語検定チャレンジ事業費	4,836	668		4,168		消耗品費、手数料 (財源) ・県補助金 668 ・準会場経費 400 ・子ども未来基金繰入金 3,768
	中学校ICT環境整備事業費	35,635			8,383	27,252	ICT支援委託料、教育ICT環境整備及び 運用管理業務委託料、借上料ほか (財源) ・子ども未来基金繰入金 8,383
	中学校フリースクール事業 費	20,383				20,383	(R2～) 基本報酬(6人)、燃料費、借上料ほか
	子ども未来文庫整備事業費 (中学校)	600			600		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 600
	文化財関連施設改修費	26,790				26,790	本村居館跡市有部分防草対策委託料
	民俗文化財伝承・活用等事 業費	10,724	4,779		40	5,905	(H30～) 調査委員報酬、費用弁償、野原八幡宮風 流調査関連委託料ほか (財源) ・国庫補助金 4,779 ・文化財報告書売上金 40
	国際交流員招致事業費	5,419				5,419	(H29補正～) 基本報酬、健康労働保険料、借上料ほか
	青少年国際交流推進事業 費	581			551	30	報償金、青少年交流プログラム成果物製作 委託料、借上料ほか (財源) ・子ども未来基金繰入金 551
	地域未来塾事業費	4,504	3,002			1,502	報償金、消耗品費、保険料ほか (財源) ・県補助金 3,002
	夏休み子ども学び塾事業費	219			37	182	(R2～) 報償金、消耗品費、手数料ほか (財源) ・夏休み子ども学び塾参加料 37
	【新規】 にはんご交流ひろば運営事 業費	72				72	報償金、消耗品費、賄材料費

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	【新規】 ※資料16 荒尾市立図書館環境整備 事業費	2,320			2,090	230	消耗品費、原材料費、備品購入費 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,090
	青少年防犯パトロール強化 事業費	2,864				2,864	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほ か
	宮崎兄弟顕彰事業費	334				334	報償金、普通旅費、消耗品費ほか
	あらお子どもスポーツ教室事 業費	4,888			360	4,528	基本報酬、報償金、カリキュラム作成等委 託料ほか (財源) ・子どもスポーツ教室参加料 360
	【新規】 オリンピック応援事業費	2,218			2,218		横断幕・懸垂幕制作取付業務委託料、パ ブリックビューイング業務委託料、使用料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,218
	荒尾市出身トップアスリート 交流事業費	3,426			937	2,489	(R4～) 報償金、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・地域スポーツ活動助成金 937
	荒尾市・長洲町学校給食セ ンター協議会負担金	166,876				166,876	(R4～) 負担金
	学校給食費無償化事業費	104,958				104,958	(H29～) 学校給食費無償化補助金
	学校給食費負担軽減事業 費	32,798				32,798	(R4補正～) 学校給食費負担軽減補助金 ※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交 付金充当事業

投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(R5)		増減額・率	
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
		国県支出金	地方債	その他					
1 普通建設事業 (7) + (イ)	(1,635,103)	(598,339)	(475,600)	(15,835)	(545,329)			1,188,971	△ 19,514
	2,824,074	878,718	1,313,340	106,201	525,815	1,635,103	545,329	72.7%	△3.6%
内 (7) 補助事業	(900,867)	(590,042)	(268,700)		(42,125)			654,061	36,534
	1,554,928	872,869	599,900	3,500	78,659	900,867	42,125	72.6%	86.7%
訳 (イ) 単独事業	(734,236)	(8,297)	(206,900)	(15,835)	(503,204)			534,910	△ 56,048
	1,269,146	5,849	713,440	102,701	447,156	734,236	503,204	72.9%	△11.1%
2 災害復旧事業	(10,082)				(10,082)			1,835	1,835
	11,917				11,917	10,082	10,082	18.2%	18.2%
合計 (1 + 2)	(1,645,185)	(598,339)	(475,600)	(15,835)	(555,411)			1,190,806	△ 17,679
	2,835,991	878,718	1,313,340	106,201	537,732	1,645,185	555,411	72.4%	△3.2%

()書:前年度数値

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	29,130	29,130	県10/10	29,130				介護予防拠点整備事業補助金 9,710千円×3か所 (財源) ・県補助金 29,130
	地域医療介護総合確保基金事業費	5,500	5,500	県10/10	5,500				簡易陰圧装置設置補助金(新型コロナ対策) (財源) ・県補助金 5,500
	計	34,630	34,630		34,630				
4 衛生費	※資料8								
	【拡充】 地球温暖化対策事業費	126,540	126,540	①住宅・事業者 (太陽光) 定額 (蓄電池) 国1/3 (省エネ) 定額 (高効率設備) 国1/2 ②公共施設 (太陽光パネル) 国1/2 (蓄電池) 国2/3	126,540				住宅用太陽光発電システム等設置補助金、事業者用太陽光発電システム等設置補助金、住宅用省エネ性能向上補助金、公共施設への太陽光発電設備等導入補助金、事業者用高効率設備等導入補助金(新規) (財源) ・国庫補助金 126,540
	合併処理浄化槽設置補助事業費	17,514	17,514	国1/3 県1/3未済	7,884			9,630	45基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 2,046
計	144,054	144,054		134,424			9,630		
6 農林水産業費	土地改良施設維持管理適正化事業費	442							442 菜切川左岸排水機場補修負担金 ※長洲町に対する負担金(国庫補助事業)
	有明海活性化対策事業費	7,000				3,100	3,500	400	県営覆砂事業負担金 (財源) ・地元負担金 3,500 ・水産基盤整備事業債 3,100
	計	7,442				3,100	3,500	842	
7 商工費	※資料11								
	【拡充】 荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費	570,672	569,979	国50/100	284,989	257,040		28,643	(R5補正～) 工事施工に伴う委託料 (財源) ・国庫補助金 284,989 ・商工振興施設整備事業債 257,040
	世界遺産修復・公開・活用事業費	72,677	72,677	国50/100 県5/100	39,971	29,300		3,406	専用鉄道敷西原駅柵設置委託料、専用鉄道敷県道大牟田・荒尾線橋梁補修工事 (財源) ・国庫補助金 36,338 ・県補助金 3,633 ・社会教育施設整備事業債 29,300
計	643,349	642,656		324,960	286,340		32,049		

※は別紙に事業シート有

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	203,000	203,000	国55/100	111,650	82,210		9,140	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 111,650 ・道路橋梁事業債 82,210
	社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線)	18,000	18,000	国55/100	9,900	7,290		810	補償調査委託料、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 9,900 ・道路橋梁事業債 7,290
	社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線)	24,800	24,800	国55/100	13,220	10,420		1,160	補償調査委託料、工事請負費、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 13,220 ・道路橋梁事業債 10,420
	社会資本整備総合交付金事業費 (下秋下浦線)	7,630	7,630	国50/100	3,815	3,430		385	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 3,815 ・道路橋梁事業債 3,430
	社会資本整備総合交付金事業費 (金山六栄線)	10,800	10,800	国50/100	5,400	4,860		540	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 5,400 ・道路橋梁事業債 4,860
	社会資本整備総合交付金事業費 (野原赤田線)	52,700	52,700	国55/100	28,985	21,340		2,375	設計委託料、用地測量業務委託料、用地取得費 (財源) ・国庫補助金 28,985 ・道路橋梁事業債 21,340
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)	51,160	51,160	国55/100	28,136	20,720		2,304	設計委託料、工事請負費(5橋) (財源) ・国庫補助金 28,136 ・道路橋梁事業債 20,720
	社会資本整備総合交付金事業費 (本村運動公園線)	37,800	37,800	国50/100	18,900	17,010		1,890	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 18,900 ・道路橋梁事業債 17,010
	社会資本整備総合交付金事業費 (星谷大谷線)	1,700	1,700	国55/100	935	680		85	用地測量業務委託料 (財源) ・国庫補助金 935 ・道路橋梁事業債 680
	海岸メンテナンス事業費 (荒尾港海岸堤防)	4,000	4,000	国50/100	2,000	1,800		200	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 2,000 ・海岸保全事業債 1,800
	荒尾駅周辺地区整備事業費	36,864	36,864	国50/100	18,432	16,500		1,932	市道外磯境崎線道路改良に伴う実施設計業務委託料、用地取得費 (財源) ・国庫補助金 18,432 ・都市計画事業債 16,500
	公園施設長寿命化対策事業費	2,000	2,000	国50/100	1,000	900		100	公園施設長寿命化対策工事費 (財源) ・国庫補助金 1,000 ・都市公園事業債 900
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	16,063	16,063	(耐震診断) 国1/3 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設計) 国1/3 (耐震改修) 国11.5% (建替工事) 国11.5% (総合支援) 国2/5	10,717			5,346	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 戸建木造住宅建替工事補助金 戸建木造住宅総合支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 7,869 ・県補助金 2,848
公営住宅ストック総合改善事業費	72,901	72,901	国50/100	36,450	36,400		51	倉庫外壁調査設計委託(八幡台団地)、工事請負費(八幡台団地) (財源) ・国庫補助金 36,450 ・公営住宅建設事業債 36,400	
計		539,418	539,418		289,540	223,560		26,318	

※は別紙に事業シート有

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	小学校施設長寿命化改修事業費	105,052	111,193	(バリアフリー化) 国1/2 (大規模改修) 国基準額*1/3	53,531	46,300		5,221	バリアフリー化等工事(第一小、府本小、緑ヶ丘小) (財源) ・国庫補助金 53,531 ・小学校施設整備事業債 46,300
	中学校施設長寿命化改修事業費	32,983	31,662	(バリアフリー化) 国1/2 (大規模改修) 国基準額*1/3	11,784	19,000		2,199	バリアフリー化等工事(海陽中) (財源) ・国庫補助金 11,784 ・中学校施設整備事業債 19,000
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	48,000	48,000	国50/100	24,000	21,600		2,400	野球場バックネット改修、児童公園トイレ改修、児童公園遊具改修 (財源) ・国庫補助金 24,000 ・都市公園事業債 21,600
	計	186,035	190,855		89,315	86,900		9,820	
	合計	1,554,928	1,551,613		872,869	599,900	3,500	78,659	

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	公用車購入・リース費	2,855		2,500		355	公用車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 2,500
	庁舎施設改修費	150		100		50	公用車用充電設備設置 (財源) ・低公害車導入事業債 100
	荒尾総合文化センター施設改修費	517,584		460,800		56,784	大ホールワイヤードマイクロホン更新、ウォ シュレット取付委託料、大ホール舞台関係改 修工事 (財源) ・文化施設整備事業債 460,800
	計	520,589		463,400		57,189	
3 民生費	清里保育園施設改修費	51,972		46,700		5,272	屋根・外壁改修工事 (財源) ・児童福祉施設整備事業債 46,700
	計	51,972		46,700		5,272	
4 衛生費	斎場施設改修費	1,098				1,098	炉内台車キャスタブル張り替え
	松ヶ浦環境センター施設改修費	42,097				42,097	破砕装置整備ほか
	合併処理浄化槽設置補助事業費	548				548	公民館合併処理浄化槽設置補助金(1基)
	計	43,743				43,743	
6 農林水産業費	農漁業生産施設助成金	8,800				8,800	道路、水路
	有明海活性化対策事業費	2,000				2,000	補助金
	水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金	1,381	1,381				補助金 (財源) ・県補助金 1,381
	水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金	1,466	468			998	補助金 (財源) ・県補助金 468
	計	13,647	1,849			11,798	
7 商工費	荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費	13,860			12,460	1,400	社会資本整備(道の駅等)事務費 (財源) ・商工振興施設整備事業債 12,460
	観光施設改修費	15,600			15,600		用地取得費 (財源) ・熊本地震復興基金繰入金 15,600
	工業団地土地賃貸事業費	17,036			14,641	2,395	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 14,641
	いきいき産業立地促進助成事業費	60,000			60,000		用地取得費補助金 (財源) ・地域活性化基金繰入金 60,000
	計	106,496			102,701	3,795	

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土 木 費	道路施設改修費	109,000		20,000		89,000	五路ヶ辻団地1号線外3件道路改良工事、中央1号線道路舗装補修工事ほか (財源) ・道路橋梁事業債 20,000
	道路改良事業費	40,557		18,040		22,517	用地取得費、社会資本整備(道路)事務費ほか (財源) ・道路橋梁事業債 18,040
	交通安全施設整備事業費	8,000				8,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	海岸堤防事業費	200		100		100	海岸メンテナンス(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 100
	荒尾港海岸単独事業費	3,000				3,000	荒尾港海岸堤防工事
	荒尾駅周辺地区整備事業費	21,407				21,407	荒尾駅周辺整備基本計画設計業務委託料
	都市計画事業費	4,243		3,800		443	社会資本整備(都市計画)事務費 (財源) ・都市計画事業債 1,700 ・都市公園事業債 2,100
	一般排水路施設改修費	42,000				42,000	排水路改良工事
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000	3,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000
	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費	2,000	1,000			1,000	(R2~) ユニバーサルデザイン改修に対する補助 (財源) ・県補助金 1,000
	公営住宅ストック総合改善事業費(単独分)	16,575				16,575	倉庫外壁調査設計委託(八幡台団地)、工事請負費(八幡台団地)の補助対象外経費
計	249,982	4,000	41,940		204,042		
9 消 防 費	消防施設新設費	65,966		65,300		666	消防団格納庫・ホース乾燥塔(9-2)新設工事、機械器具費、自動車購入費ほか (財源) ・消防施設整備事業債 65,300
	避難所施設改修費	13,045		13,000		45	万田中央体育館トイレ新設工事 (財源) ・防災施設整備事業債 13,000
	計	79,011		78,300		711	

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教 育 費	小学校施設改修費	36,217		23,900		12,317	有明小放送設備更新工事、桜山小プール改修工事 (財源) ・小学校施設整備事業債 23,900
	小学校施設長寿命化改修事業費	40,239				40,239	バリアフリー化設計工事委託料、小学校トイレ等改修設計委託料
	中学校施設改修費	32,850				32,850	海陽中エレベーター改修工事設計委託料、三中防球ネット更新工事
	中学校施設長寿命化改修事業費	19,247				19,247	バリアフリー化設計工事委託料、中学校トイレ等改修設計委託料
	運動公園施設改修費	9,315				9,315	市民体育館屋根改修調査設計業務委託料、ソフトボール場変電設備更新工事
	地域体育館施設改修費	65,838		59,200		6,638	万田中央体育館屋根改修工事 (財源) ・保健体育施設整備事業債 59,200
	計	203,706		83,100		120,606	
	合 計	1,269,146	5,849	713,440	102,701	447,156	

※は別紙に事業シート有

(災害復旧事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
11 災 害 復 旧 費	農業災害復旧費	1,000				1,000	修繕費、手数料、測量委託料
	土木災害復旧費	10,917				10,917	手数料、測量委託料、工事請負費、自動車購入費ほか
	計	11,917				11,917	
	合 計	11,917				11,917	

特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (R5)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	617,305	272,726			344,579	623,940	△ 6,635
介護保険	906,983	49,518			857,465	915,735	△ 8,752
後期高齢者医療	324,130	208,344			115,786	291,629	32,501
南新地土地地区画整理事業	204,176				204,176	146,615	57,561
計	2,052,594	530,588			1,522,006	1,977,919	74,675

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料1

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費			
事業名	児童見守りサービス導入準備事業費									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管部局	スマートシティ推進室		
	具体的な施策	⑤-1-(イ)スマートシティの推進								
本年度予算額(千円)	660	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
						660				
目的・趣旨	<p>近年の大規模自然災害の増加や登下校途中での見守り対応に対して、行政及び地域ボランティアのマンパワー不足などの社会課題がある。</p> <p>行方不明時も位置情報を使ってリアルタイムで現在地や行動履歴を把握することができ、すぐに児童を探すことができるようになるため、保護者及び児童の安心と教職員の負担軽減につながり、本市の暮らしやすさが向上する。</p> <p>また、児童の出欠情報のシステム登録(入力)という教職員の単純事務作業を減らすことで、学習指導に掛かる時間や児童との時間を増やし、本市の教育の質の向上につながり、暮らしやすさが向上する。</p>									
事業概要等	<p>全児童に配付しているGIGAスクールタブレット(iPad)の位置情報を利用して登下校の見守りを行う。</p> <p>また、小学校への欠席や遅刻の連絡について、保護者が電話ではなくインターネットを通じていつでも連絡できるように利便性を向上するとともに、校務支援システムと連携し、教職員の入力の手間を省くことにより、負担を軽減する。</p> <p>令和6年度下期から緑ヶ丘小及び桜山小の2校をモデル校として導入する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・児童見守りサービス導入準備事業委託料 660</p>									
主な特定財源(千円)	子ども未来基金繰入金 660									

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料2

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	16防犯対策費			
事業名	防犯対策事業費(犯罪被害者等見舞金)									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管 部局	防災安全課		
	具体的な施策	⑤-3-(ア)防犯防災対策								
本年度 予算額 (千円)	400	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
							400			
目的・趣旨	犯罪行為により死亡された方の遺族又は重傷病を負った方が、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するとともに、被害直後に直面する経済的な負担を軽減するため、見舞金を支給する。									
事業概要等	・遺族見舞金…30万円 犯罪行為により死亡した方の遺族で、犯罪被害を受けた時に荒尾市内に住所を有する方に支給 ・重傷病見舞金…10万円 犯罪行為により重傷病を負った方で、犯罪被害を受けた時に荒尾市内に住所を有する方に支給 (千円) ・遺族見舞金 1件分 300 ・重傷病見舞金 1件分 100									
主な 特定財源 (千円)										

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料3

新規(拡充)	予算	款	02総務費	項	03戸籍住民基本台帳費	目	01戸籍住民基本台帳費		
事業名	スマート窓口化推進事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標							所管部局	市民課
	具体的な施策								
本年度予算額(千円)	7,961	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			3,795				4,166		
目的・趣旨	将来的な総合窓口の実現を見据えながら、デジタル技術を活用し、市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化や経営資源の最適化を図り、行政サービスの更なる向上につなげていくことを目的とする。								
事業概要等	<p>マイナンバーカード等を読み取り、申請書に氏名、住所等を印字するシステム及びコンビニ交付サービスと同様の操作性により証明書が発行できるシステムを導入し、来庁者の滞在時間の短縮や業務の効率化を推進する。また、キャッシュレス決済サービスの導入により、来庁者の更なる利便性向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費等(窓口改革のための先進地視察、駐車料等) 35 ・キャッシュレス決済サービス手数料 64 ・通信運搬費(キャッシュレスサービス回線費) 272 ・申請書作成システム導入委託料 3,080 ・証明書交付システム導入委託料 2,926 ・申請書作成システム利用料(3か年分) 1,584 								
主な特定財源(千円)	デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ(TYPE1) 3,795								

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料4

新規(拡充)	予算	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 04身体障害者福祉費														
事業名	重度心身障害者医療費助成費																	
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	福祉課										
	具体的な施策	②-2-(イ)障がい者の社会参画の促進																
本年度 予算額 (千円)	117,992	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源											
				57,500			60,492											
目的・趣旨	<p>精神又は身体に重度の障害を有する者が医療保険により医療を受けた場合の一部負担金を助成することにより、障がい者が必要な医療を受けやすくし、障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る。</p> <p>【対象者】 主に、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者 R4年度受給資格者…1,315人(うち、約50%は後期高齢者医療保険加入者)</p>																	
事業概要等	<p>重度心身障害者医療費助成は、県の制度に基づき、通院の場合1医療機関1か月当たり1,020円、入院の場合は2,040円を超える部分を申請に基づき、償還払いにて助成している。 障がい者とその家族の負担を軽減したいことから、本市独自で自己負担相当額を全額助成することで、自己負担を実質無料化する。 自己負担全額助成に伴い、福祉システム(WEL+)の改修が必要となり、システム改修に相当の時間を要するため、制度改正は、令和7年1月診療分からとする。 令和7年1月診療分の医療費助成は最短でも令和7年5月の支給であるため、無料化に伴う助成金歳出額の増は令和7年度予算からとなる。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・郵便料</td> <td style="text-align: right;">512</td> </tr> <tr> <td>・手数料</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>・医療費助成申請書データエントリー業務委託料</td> <td style="text-align: right;">946</td> </tr> <tr> <td>・総合福祉システム改修委託料</td> <td style="text-align: right;">1,532</td> </tr> <tr> <td>・重度心身障害者医療費</td> <td style="text-align: right;">115,000</td> </tr> </table>								・郵便料	512	・手数料	2	・医療費助成申請書データエントリー業務委託料	946	・総合福祉システム改修委託料	1,532	・重度心身障害者医療費	115,000
・郵便料	512																	
・手数料	2																	
・医療費助成申請書データエントリー業務委託料	946																	
・総合福祉システム改修委託料	1,532																	
・重度心身障害者医療費	115,000																	
主な 特定財源 (千円)	重度心身障害者医療費県補助金 57,500																	

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料5

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 02児童措置費				
事業名	管内外私立保育所運営費(荒尾市多子世帯子育て支援事業)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	子育て支援課
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備						
本年度 予算額 (千円)	1,170,317	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			582,443	246,254		41,187	300,433	
目的・趣旨	誰もが安心して子育てができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりを目的とする。子どもを2人以上持ちたいと願う人々への支援策を拡充することで、少子化対策の充実につなげる。							
事業概要等	<p>保育料の多子軽減として、国の基準により児童が2人以上入所している場合、第2子は半額・第3子以降は免除としている。また熊本県多子世帯支援事業により18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降の子どもの保育料は免除している(所得制限あり)。</p> <p>今回、市独自の少子化対策の取組として、保護者の収入に関わらず認可保育所等に通う第2子の保育料を無償化する。</p> <p>※18歳未満の子どもを2人以上扶養する世帯で、第2子以降の子どもの保育料が免除されるため、保育所保護者負担金(現年度)が25,421千円減収となる。</p> <p style="text-align: right;">【管内外私立保育所運営費】 (千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内私立保育所運営費 1,093,146 ・ 管外私立保育所運営費 77,171 <li style="text-align: right;">計 1,170,317 <p>無償化による保育所保護者負担金(現年度)減収による特定財源の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる第2子の保育料 △ 26,232 ・ 県補助事業の対象外となっている第3子の保育料 △ 522 <li style="text-align: right;">計 △ 26,754 <p>※ 26,754千円のうち、1,333千円については清里保育園人件費充当分</p>							
主な 特定財源 (千円)	<p>保育所保護者負担金(現年度)管内私立保育所 38,644</p> <p>保育所保護者負担金(現年度)管外私立保育所 2,543</p> <p>私立保育所運営費国庫負担金(管内外私立) 582,443</p> <p>私立保育所運営費県負担金(管内外私立) 236,434</p> <p>多子世帯子育て支援事業費県補助金(私立保育所) 9,820</p>							

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料6

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 02児童福祉費	目 02児童措置費				
事業名	特定教育・保育施設型給付費(荒尾市多子世帯子育て支援事業)							
重点戦略 『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	子育て支援課
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備						
本年度 予算額 (千円)	1,136,248	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			545,837	274,470			315,941	
目的・趣旨	誰もが安心して子育てができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりを目的とする。子どもを2人以上持ちたいと願う人たちへの支援策を拡充することで、少子化対策の充実につなげる。							
事業概要等	<p>保育料の多子軽減として、国の基準により児童が2人以上入所している場合、第2子は半額・第3子以降は免除としている。また熊本県多子世帯支援事業により18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降の子どもの保育料は免除している(所得制限あり)。</p> <p>今回、市独自の少子化対策の取組として、保護者の収入にかかわらず認可保育所等に通う第2子の保育料を無償化する(18歳未満の子どもを2人以上扶養する世帯で、第2子以降の子どもの保育料が免除)。</p> <p>※認定こども園、地域型保育施設等については、利用者負担額を施設が徴収することになっているため、利用者負担額の軽減分については、市から各施設へ施設型給付費・地域型保育給付費として支給する(施設型給付費・地域型保育給付費＝公定価格－利用者負担額)。</p> <p style="text-align: right;">【施設型給付費】 (千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内施設型給付費 1,022,034 ・ 市外施設型給付費(私立) 63,810 ・ 市外施設型給付費(公立) 2,030 ・ 市外地域型保育給付費 3,890 ・ 市内地域型保育給付費 44,484 <p style="text-align: right;">計 1,136,248</p> <p style="text-align: right;">無償化による利用者負担額追加支給分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる第2子の保育料 18,339 ・ 県補助事業の対象外となっている第3子の保育料 522 <p style="text-align: right;">計 18,861</p>							
主な 特定財源 (千円)	<p>施設型給付費国庫負担金 519,322</p> <p>地域型保育給付費国庫負担金 26,515</p> <p>施設型給付費県負担金 226,394</p> <p>地域型保育給付費県負担金 9,510</p> <p>多子世帯子育て支援事業費県補助金(認定こども園) 4,856</p> <p>多子世帯子育て支援事業費県補助金(地域型保育園) 455</p> <p>施設型給付費県補助金(地方負担分) 33,255</p>							

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料7

新規・拡充	予算	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	03予防費		
事業名	妊娠・出産・子育て支援事業費(少子化対策)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	すこやか未来課	
	具体的な施策	①-2-(ア)母子保健事業の充実							
本年度予算額(千円)	3,000	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							3,000		
目的・趣旨	令和4年度から特定不妊治療が保険適用となったが、治療費は高額であり、経済的負担が大きい。特定不妊治療への助成を行い、不妊に悩む夫婦の経済的な負担軽減を図る。								
事業概要等	<p>体外受精、顕微授精及び男性不妊治療を実施した夫婦に対して、その費用のうち10万円を上限として助成する。ただし、対象となるのは、保険適用となる治療とし、高額療養費等の控除を差し引いた額を助成対象とする。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・特定不妊治療助成費 3,000</p>								
主な特定財源(千円)									

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料8

新規(拡充)	予算	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	05公害対策費			
事業名	地球温暖化対策事業費									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管 部局	環境保全課		
	具体的な施策	⑤-2-(ア)脱炭素社会の実現								
本年度 予算額 (千円)	127,035	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
			126,540				495			
目的・趣旨	<p>2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標の達成に向けて、脱炭素の取組を推進していく。 令和4年度から令和8年度にかけては、環境省の重点対策加速化事業を活用し、再エネ設備の導入、省エネ機器の導入促進を図っていく。そのほか、各種補助金制度等の情報を収集・集約し、活用を推進していくことで、できるだけ負担を抑えた脱炭素の取組を進めていく。</p>									
事業概要等	<p>令和4年度に採択された重点対策加速化事業は、個人住宅、事業者及び行政への太陽光発電設備、蓄電池設備及びZEHの導入を進めていくものであるが、より効果的に補助金を活用できるよう令和6年度からは、事業者向けの高効率設備(空調及びLED)の補助等を追加し、実施する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会委員報酬 158 ・費用弁償 124 ・普通旅費 42 ・一般消耗品費 128 ・郵便料 43 ・住宅用太陽光発電システム等設置補助金 35,470 ・事業者用太陽光発電システム等設置補助金 41,833 ・住宅用省エネ性能向上補助金(ZEH及びZEH+) 5,850 ・公共施設への太陽光発電設備等導入補助金 29,387 ・事業者用高効率設備等導入補助金 14,000 									
主な 特定財源 (千円)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 126,540									

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料9

新規(拡充)	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 10保健事業費																
事業名	がん検診推進事業費(個別検診対象者の拡充)																			
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	すこやか未来課												
	具体的な施策	②-1-(ア)ライフステージに応じた疾病予防																		
本年度 予算額 (千円)	6,050	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源													
			201			611	5,238													
目的・趣旨	<p>本市の死亡原因の第1位は、がんであり、各種がん検診の受診率は、熊本県下14市中8～10位と平均以下である。がん検診を受診することにより、がんの早期発見・早期治療ができ、医療費の抑制にもつながるため、より多くの市民が検診を受けやすい体制を作る必要がある。</p> <p>子宮頸がん及び乳がんの受診率は、子宮頸がん検診15.8%(県内37/45位)、乳がん検診19.8%(県内35/45位)と県平均より低いため、個別検診の対象者を拡充することで、新規受診者の掘り起こしを行い、受診率向上を目指す。</p>																			
事業概要等	<p>無料クーポン券対象者のみ実施している子宮頸がん及び乳がん検診の個別検診について、集団検診と同様に、国が指針で定める対象年齢に拡充する。個別検診の対象者を拡充することにより、検診の受診機会の拡大及び受診者の都合(仕事や月経日)に合わせた受診が可能となる。</p> <p>さらに、受診場所を荒尾市、大牟田市等の医療機関とすることで、より受診しやすい体制を整備する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>無料クーポン券対象者</th> <th colspan="2">検診対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>21歳</td> <td>20歳以上</td> <td>445人</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>41歳</td> <td>40歳以上</td> <td>160人</td> </tr> </tbody> </table> <p>総事業費6,050千円のうち、対象者の拡充分4,533千円</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬(会計年度任用職員パートタイム) 550 ・費用弁償(会計年度任用職員パートタイム) 28 ・一般消耗品費 14 ・郵便料 73 ・子宮頸がん検診委託料 2,879 ・乳がん検診委託料 989 									無料クーポン券対象者	検診対象者		子宮頸がん	21歳	20歳以上	445人	乳がん	41歳	40歳以上	160人
	無料クーポン券対象者	検診対象者																		
子宮頸がん	21歳	20歳以上	445人																	
乳がん	41歳	40歳以上	160人																	
主な 特定財源 (千円)	新たなステージに入ったがん検診国庫補助金		201																	
	子宮頸がん検診実費徴収金(個別)		367																	
	乳がん検診実費徴収金(個別)		244																	

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料10

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 02商工振興費					
事業名	空き店舗対策事業費(創業等チャレンジ応援補助金)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる						所管 部局	産業振興課
	具体的な施策	③-1-(ア)企業立地の推進 ③-1-(イ)創業及び事業承継支援							
本年度 予算額 (千円)	3,060	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							3,060		
目的・趣旨	令和5年度に駅前活性化事業で「チャレンジショップ」を実施し、飲食業や小売業などにおいて、子育て中などで時間的制約がある中でも、自己実現ができ所得向上にもつながるような場の創出に対するニーズが多く集まった。加えて、女性の就業ニーズが高い事務系の事業所のサテライトの誘致など、比較的小規模な事業所の開設を支援することで、働く場の確保と仕事と子育てが両立できる環境の充実を図る。								
事業概要等	<p>荒尾市立地適正化計画における都市機能誘導区域内の空き家・空き店舗を活用した事業所等を新設又は増設するもので、投下固定資産額等が300万円以上又は市内に居住する新規雇用者が2人以上の場合、リノベーションや賃料などを対象に、補助金を交付する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・創業等チャレンジ応援補助金 3,060</p>								
主な 特定財源 (千円)									

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料11

新規(拡充)	予算	款	07商工費	項	01商工費	目	02商工振興費	
事業名	荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる					所管 部局	産業振興課
	具体的な施策	③-2-(ウ)地域経済循環の促進						
本年度 予算額 (千円)	570,672	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			284,989		257,040		28,643	
目的・趣旨	<p>荒尾競馬場跡地に、市民のウェルネス向上や持続的な地域経済の発展を目指し、道の駅と保健・福祉・子育て支援施設で構成されるウェルネス拠点の整備を進めている。</p> <p>道の駅においては、市の農林水産業を振興し、保健・福祉・子育て支援施設においては、本市の保健・福祉・子育て機能を集約し、より質の高い一体的な市民サービスを提供とすることを目的とする。</p>							
事業概要等	<p>南新地地区ウェルネス拠点基本構想に基づき、区画整理事業による再開発を促進するため、PFI手法を採用し、道の駅、保健・福祉・子育て支援施設及び大屋根広場を一体的に整備する。</p> <p>令和5年度は基本設計を実施した。令和6年度は実施設計及び第1期工事を行う。</p> <p>道の駅は道路利用者や荒尾市を訪問された方、近隣の住民を対象とし、物販機能、飲食機能、情報発信機能、休憩機能、防災機能等を持つ施設を整備し、農林水産業や地域経済の振興を目標とする事業を実施する。</p> <p>保健・福祉・子育て支援施設では、若い世代からシニア層まで広く市民全体を対象とし、保健機能、福祉機能、子育て機能などの多世代交流機能を持つ施設を整備し、子育てしやすい環境作りや、世代間交流による市民の心身の健康を促進する事業を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・荒尾市ウェルネス拠点施設実施設計及び1期工事業務委託料 570,672</p>							
主な 特定財源 (千円)	デジタル田園都市国家構想推進交付金		146,382					
	都市構造再編集中支援事業国庫補助金		96,775					
	社会資本整備総合交付金		41,832					
	商工振興施設整備事業債		257,040					

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料12

新規(拡充)	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 02商工振興費				
事業名	荒尾駅前活性化事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管 部局	産業振興課
	具体的な施策	⑤-1-(ア)コンパクトシティの推進と道路ネットワークの形成						
本年度 予算額 (千円)	1,260	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							1,260	
目的・趣旨	<p>荒尾駅を起点にしたにぎわいづくりにより、あらお海陽スマートタウンと荒尾駅周辺地域を回遊する人の流れを創出することで沿道利活用を促進するとともに、荒尾駅周辺地区に点在する空き店舗等の既存ストックについて、流通を促進することを主な目的とする。</p> <p>令和5年度に実施した空き店舗を活用した実証事業の成果を踏まえ、地域の拠点施設である荒尾駅の駅舎においても同様の事業を実施することで、にぎわいの横展開を図り、更なる地域活性化につなげる。</p>							
事業概要等	<p>荒尾駅駅舎について、令和6年度に民間事業で一部をリノベーションされる予定であることを踏まえ、一部区画を賃借し、滞在を促すための各種機能(飲食や物販、学習スペースなど)の受容性や事業性を実証導入する。実施に当たっては、チャレンジショップでつながった創業希望者をはじめ、民間事業者による運営を前提として継続性を検証する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒尾駅駅舎リノベーションによるまちづくり実証業務委託料 660 ・荒尾駅駅舎賃借料 600 							
主な 特定財源 (千円)								

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料13

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	01教育総務費	目	02事務局費						
事業名	ICTを利用した郷土学習推進事業費												
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	学校教育課					
	具体的な施策	①-4-(ウ)教育環境の整備・充実											
本年度 予算額 (千円)	1,001	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源						
						1,001							
目的・趣旨	<p>GIGAスクール構想により児童1人に1台ずつ配備されたタブレット端末を使い、郷土学習において、授業にデジタルコンテンツやプレゼンテーションソフトを活用し、学校や地域のPRにつながる資料作成や学習発表を行う。</p> <p>事業の実施については、(株)熊本日日新聞社の熊日電子ライブラリープロジェクトというサービスを利用し、同社のデジタルコンテンツの利用や記者のサポートを受ける。</p>												
事業概要等	<p>令和6年度は、万田小学校をモデル校として事業を実施し、効果の検証を行った上で継続・拡大を検討する。</p> <p>本事業実施は、児童の郷土愛を育み、表現力の向上を目的としており、児童が地域の遺産や偉人について本事業を活用して学ぶことにより、荒尾市に誇りと愛情を持つとともに、情報理解や処理能力が向上し、新聞やプレゼンテーションソフトを活用した表現力が向上する効果が期待される。</p> <p>・対象児童 万田小学校(モデル校)において1学年を対象として実施(約70人)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">48</td> </tr> <tr> <td>・ICTを利用した郷土学習推進事業委託料</td> <td style="text-align: right;">953</td> </tr> </table>									・一般消耗品費	48	・ICTを利用した郷土学習推進事業委託料	953
・一般消耗品費	48												
・ICTを利用した郷土学習推進事業委託料	953												
主な 特定財源 (千円)	子ども未来基金繰入金 1,001												

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料14

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	02教育振興費		
事業名	小学校フリースクール事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	学校教育課	
	具体的な施策	①-4-(ウ)教育環境の整備・充実							
本年度 予算額 (千円)	7,290	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							7,290		
目的・趣旨	<p>小学校における不登校児童数の増加傾向を受け、不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童の支援を行うため、令和2年度から実施している中学校フリースクールの取組を小学校にも拡充する。学習支援等による不登校の未然防止、不登校児童の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図ることを目的とする。</p>								
事業概要等	<p>小学校フリースクールにおいては拠点となる1校に校内フリースクールを設置し、市内の小学生を対象とした支援を行う。 支援体制は中学校と同様に2人の常駐指導員と公用車を配置し、アウトリーチ型の支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬(会計年度任用職員パートタイム) 3,413 ・時間外報酬(会計年度任用職員パートタイム) 111 ・期末手当(会計年度任用職員パートタイム) 544 ・勤勉手当(会計年度任用職員パートタイム) 455 ・共済組合負担金(会計年度任用職員パートタイム) 431 ・健康労働保険料(会計年度任用職員パートタイム) 518 ・費用弁償(会計年度任用職員パートタイム) 145 ・一般消耗品費 30 ・燃料費 115 ・車両・物品等修繕費 5 ・フリースクールルーム改修費 500 ・フリースクール電話利用料 99 ・保険料 12 ・車借上料 712 ・備品購入費 200 								
主な 特定財源 (千円)									

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料15

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	02教育振興費	
事業名	魅力ある修学旅行サポート事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	教育振興課
	具体的な施策	①-4-(イ)豊かな心の育成						
本年度 予算額 (千円)	4,800	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						4,800		
目的・趣旨	<p>修学旅行の活性化を通じた「魅力ある、OnlyOneの学校づくり」「郷土学習の理解促進」の充実を図ることを目的として、小学校で実施している修学旅行の費用について、旅行に参加する児童の旅費に1人当たり10,000円の補助を実施する。</p> <p>また、本事業を活用し、現地校との交流等を意識した修学旅行を計画し実施することで、子ども達の自主性の延伸や学習の理解促進を図るとともに、荒尾市のPRにもつなげていく。</p>							
事業概要等	<p>本事業は、令和5年度に小学校6校を対象にモデル事業として実施しており、実績を踏まえ、令和6年度からは全ての小学校を対象とした定額10,000円の補助事業として実施する(ただし、就学援助等ほかの助成制度を受けている場合は、他制度の助成額を控除した額につき10,000円以内で助成を行う。)</p> <p>なお、保護者・学校の事務負担を考慮し、費用の助成は学校に対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者見込み(R5.5.1時点の小学5年生の児童471人+転入見込みの児童9人) 児童480名 ・事業費について 対象児童数480名×10,000円(補助額)=4,800,000円 <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・魅力ある修学旅行サポート事業費補助金 4,800</p>							
主な 特定財源 (千円)	子ども未来基金繰入金 4,800							

【令和6年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料16

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	03図書館費		
事業名	荒尾市立図書館環境整備事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	生涯学習課	
	具体的な施策	②-3-(ア)多様な学習機会の提供							
本年度 予算額 (千円)	2,320	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						2,090	230		
目的・趣旨	<p>新図書館の利用者数は、開館1年目(R4)284,244人、2年目(R5)は約25万人を見込んでいる。R5.9月には、民間の調査会社が実施した「地域元気指数調査」の「図書館満足度」において、全国14位(5万人以上の市町村)の評価を得ている。</p> <p>開館3年目となる令和6年度は、利用者から要望が多い閲覧席の増設と市民参加型ワークショップでの館内展示用の木箱の製作などを通じて、更なる満足度の向上と愛着の醸成を図るとともに、市民の読書活動の推進を目指す。</p>								
事業概要等	<p>【具体的取組等】</p> <p>1 閲覧席の増設(テーブルや椅子を24席分増設する。)</p> <p>2 展示用キューブボックスの増設(有明高専と連携して制作。色塗りなどはイベントとして市民参加型のワークショップを想定)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消耗品費 65 ・原材料費 165 ・備品購入費 2,090 								
主な 特定財源 (千円)	ふるさと応援基金繰入金 2,090								

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)
(歳出)・社会保障施策に要する経費

699,741 千円
10,367,236 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	152,113			21,738	20,986	109,389
	身体障害者福祉費	115,000	57,500			9,256	48,244
	福祉手当費	33,821	25,365			1,361	7,095
	障害者自立支援給付費	2,055,569	1,539,565			83,060	432,944
	障害者地域生活支援事業費	58,872	26,433		14,642	2,865	14,932
	児童福祉総務費	853,718	309,160		15,310	85,191	444,057
	児童措置費	3,217,305	2,443,650		41,187	117,903	614,565
	母子福祉費	35,672	22,873			2,060	10,739
	扶助費(生活保護費)	1,508,760	1,134,117			60,305	314,338
小計	8,030,830	5,558,663		92,877	382,987	1,996,303	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	361,104	272,726			14,226	74,152
	介護保険給付費	728,686	49,518			109,324	569,844
	後期高齢者医療費	948,005				152,598	795,407
小計	2,037,795	322,244			276,148	1,439,403	
保健衛生	予防費	187,320	2,790		12,090	27,757	144,683
	救急医療対策費	12,117				1,950	10,167
	保健事業費	99,174	2,023		29,440	10,899	56,812
小計	298,611	4,813		41,530	40,606	211,662	
合計	10,367,236	5,885,720		134,407	699,741	3,647,368	

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税
(歳出)・入湯税が充てられる経費

6,200 千円
173,748 千円

【入湯税が充てられる経費】

(単位:千円)

事業区分	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	46,382				4,576	41,806
消防施設等の整備	75,866		65,300		1,042	9,524
観光施設の整備	48,000	24,000	21,600		237	2,163
観光振興	3,500				345	3,155
合計	173,748	24,000	86,900		6,200	56,648

令和6年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 国 民 健 康 保 険 税	一 般	医療給付費現年課税分	547,796	595,741	△ 47,945
		医療給付費滞納繰越分	24,643	19,702	4,941
		後期高齢者支援金現年課税分	183,975	198,954	△ 14,979
		後期高齢者支援金滞納繰越分	8,221	6,541	1,680
		介護納付金現年課税分	50,433	55,154	△ 4,721
		介護納付金滞納繰越分	3,173	2,807	366
		小計	818,241	878,899	△ 60,658
	退 職	医療給付費現年課税分	0	2	△ 2
		医療給付費滞納繰越分	23	19	4
		後期高齢者支援金現年課税分	0	2	△ 2
		後期高齢者支援金滞納繰越分	3	3	0
		介護納付金現年課税分	0	2	△ 2
		介護納付金滞納繰越分	4	4	0
	小計	30	32	△ 2	
計		818,271	878,931	△ 60,660	
2	使用料及び手数料		800	800	0
3	国庫支出金		0	250	△ 250
4 県 支 出 金	普通交付金		5,556,981	5,504,562	52,419
	特 別 交 付 金	保険者努力支援制度交付金	39,074	40,617	△ 1,543
		特別調整交付金(市町村分)	95,829	83,228	12,601
		傷病手当金	0	1,980	△ 1,980
		県繰入金(2号分)	32,815	51,857	△ 19,042
		特定健康診査等負担金	16,548	17,200	△ 652
	小計	184,266	194,882	△ 10,616	
計		5,741,247	5,699,444	41,803	
5	財産収入		1	1	0
6 繰 入 金	一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金(支援分)	115,369	121,294	△ 5,925
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	245,735	256,638	△ 10,903
		未就学児均等割保険税繰入金	2,108	2,249	△ 141
		出産育児一時金繰入金	16,666	16,666	0
		事務費繰入金	117,777	105,419	12,358
		財政安定化支援繰入金	117,798	119,538	△ 1,740
		乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	1,423	2,136	△ 713
		産前産後保険税繰入金	429	0	429
		小計	617,305	623,940	△ 6,635
	財政調整基金繰入金	106,515	100,000	6,515	
計		723,820	723,940	△ 120	
7	繰越金		1	1	0
8 諸 収 入	一 般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退 職	延滞金	1	1	0
		第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
	雑 入	療養費等軽減特例措置分	1	1	0
		特定健康診査等実費徴収金	1,282	938	344
		雑入	0	42,489	△ 42,489
	計		7,336	49,481	△ 42,145
歳入合計			7,291,476	7,352,848	△ 61,372

歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	74,513	64,132	10,381
		物件費	30,603	28,521	2,082
	小計		105,116	92,653	12,463
	連合会負担金		1,894	1,990	△ 96
	徴税費(賦課徴収費)		5,729	5,948	△ 219
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		6,877	7,327	△ 450
計		120,320	108,622	11,698	
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,713,225	4,701,630	11,595
		療養費	29,149	32,972	△ 3,823
		高額療養費	813,577	768,924	44,653
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,556,981	5,504,556	52,425
	退職	療養給付費	0	2	△ 2
		療養費	0	1	△ 1
		高額療養費	0	1	△ 1
		高額介護合算療養費	0	1	△ 1
		移送費	0	1	△ 1
	小計		0	6	△ 6
	審査手数料		12,347	12,596	△ 249
	出産育児一時金		25,000	25,000	0
	出産育児一時金手数料		11	11	0
	葬祭費		2,400	2,400	0
	傷病手当金		0	1,980	△ 1,980
計		5,596,739	5,546,549	50,190	
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		1,067,453	1,169,915	△ 102,462
	後期高齢者支援金等分		296,511	309,275	△ 12,764
	介護納付金分		95,443	101,337	△ 5,894
計		1,459,407	1,580,527	△ 121,120	
4 共同事業拠出金			0	3	△ 3
6 保健事業費	特定健康診査等事業費		40,158	43,709	△ 3,551
	保健衛生普及費		40,339	38,925	1,414
計		80,497	82,634	△ 2,137	
7 基金積立金			1	1	0
8 公債費			329	329	0
9 諸支出金	一般	保険税還付金	4,070	4,070	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金	10	10	0	
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計		4,183	4,183	0	
10 予備費			30,000	30,000	0
歳出合計			7,291,476	7,352,848	△ 61,372

令和6年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	945,049	1,006,094	△ 61,045
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	0	14,409	△ 14,409
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	200	250	△ 50
		計	201	251	△ 50
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	979,210	977,204	2,006
		調整交付金	352,656	354,418	△ 1,762
		総合事業調整交付金	7,202	6,803	399
		保険者機能強化推進交付金	5,129	8,166	△ 3,037
		介護保険事業費補助金	1,600	0	1,600
		地域支援事業交付金	82,874	80,645	2,229
		保険者努力支援交付金	9,781	10,329	△ 548
	小計	459,242	460,361	△ 1,119	
	計	1,438,452	1,437,565	887	
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,431,346	1,431,475	△ 129
		地域支援事業支援交付金	38,892	36,741	2,151
		計	1,470,238	1,468,216	2,022
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	743,708	745,869	△ 2,161
		県補助金	45,037	43,724	1,313
		計	788,745	789,593	△ 848
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	28	24	4
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	662,660	662,720	△ 60
		職員給与と費等繰入金	45,735	53,926	△ 8,191
		事務費繰入金	87,525	64,618	22,907
		低所得者保険料軽減繰入金	66,026	90,747	△ 24,721
		地域支援事業繰入金	45,037	43,724	1,313
	小計	906,983	915,735	△ 8,752	
基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	203,025	84,840	118,185	
	計	1,110,008	1,000,575	109,433	
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	3,463	3,691	△ 228
		小計	3,465	3,693	△ 228
	計	3,566	3,794	△ 228	
歳 入 合 計			5,756,288	5,720,522	35,766

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	115,524	119,627	△ 4,103
		連合会負担金	193	154	39
		小計	115,717	119,781	△ 4,064
	徴收費	賦課徴收費	3,154	3,303	△ 149
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	225	267	△ 42
		認定調査等費	55,375	43,289	12,086
		認定審査会共同設置負担金	23,274	13,509	9,765
		小計	78,874	57,065	21,809
	趣旨普及費		220	235	△ 15
	計画策定委員会費		101	367	△ 266
計			198,066	180,751	17,315
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		4,880,665	4,924,662	△ 43,997
	介護予防サービス等諸費		155,814	129,869	25,945
	審査支払手数料		6,020	6,020	0
	高額介護サービス等費		132,820	113,536	19,284
	高額医療合算介護サービス等費		20,150	19,885	265
	特定入所者介護サービス等費		105,819	107,791	△ 1,972
	計			5,301,288	5,301,763
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費		77,128	90,925	△ 13,797
	介護予防・生活支援サービス事業費		125,517	122,815	2,702
	一般介護予防事業費		21,888	16,863	5,025
	計			224,533	230,603
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	1	0
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,900	1,904	△ 4
9款 予備費	予備費		30,000	5,000	25,000
歳 出 合 計			5,756,288	5,720,522	35,766

＜介護サービス事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	19,200	19,200	0
2款 繰入金	基金繰入金	介護サービス事業基金繰入金	18,502	14,760	3,742
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	0	1
歳 入 合 計			37,703	33,960	3,743

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	2,436	2,304	132
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	35,066	31,456	3,610
4款 予備費	予備費	予備費	200	200	0
5款 基金積立金	基金積立金	基金積立金	1	0	1
歳 出 合 計			37,703	33,960	3,743

令和6年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	499,370	461,580	37,790
	普通徴収保険料	169,957	157,361	12,596
計		669,327	618,941	50,386
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	46,338	41,538	4,800
	保険基盤安定繰入金	277,792	250,091	27,701
計		324,130	291,629	32,501
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	1,000	2,000	△ 1,000
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	0	23,649	△ 23,649
	雑入	7,302	7,864	△ 562
計		8,502	33,713	△ 25,211
歳入合計		1,002,044	944,368	57,676

【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	49,562	46,563	2,999
	徴収費	3,162	2,504	658
計		52,724	49,067	3,657
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	947,220	869,133	78,087
3 款 保健事業費	健康診査費	0	23,068	△ 23,068
4 款 諸支出金	保険料還付金	1,000	2,000	△ 1,000
	還付加算金	100	100	0
計		1,100	2,100	△ 1,000
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		1,002,044	944,368	57,676

議第7号資料

令和6年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款	保留地処分金	保留地処分金	460,388	32,400	427,988
3款	国庫支出金	国庫補助金 土木費国庫補助金	55,500	20,000	35,500
5款	繰入金	他会計繰入金 一般会計繰入金	204,176	146,615	57,561
8款	市債	市債 土木債	32,600	481,300	△ 448,700
歳 入 合 計			752,664	680,315	72,349

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款	総務費	総務管理費 一般管理費	109,424	99,475	9,949
2款	事業費	南新地事業費	161,317	522,999	△ 361,682
3款	公債費	公債費 元金	463,849	34,328	429,521
		利子	17,074	22,513	△ 5,439
		計	480,923	56,841	424,082
4款	予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計			752,664	680,315	72,349

令和6年度荒尾市水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
給水戸数(戸)	23,350	23,360	△ 10	前年度決算見込 23,350
年間総配水量(m ³)	5,219,000	5,281,000	△ 62,000	前年度決算見込 5,357,000
1日平均配水量(m ³)	14,299	14,429	△ 130	前年度決算見込 14,637
有収水量(m ³)	4,719,000	4,806,000	△ 87,000	前年度決算見込 4,803,000
有収率(%)	90.4	91.0	△ 0.6	前年度決算見込 89.7

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 営業収益	917,093	802,906	114,187	1. 営業費用	1,116,262	1,070,225	46,037
①給水収益	914,922	795,493	119,429	①職員給与費	59,882	61,100	△ 1,218
②受託工事収益	0	5,000	△ 5,000	②委託料(包括:修繕費)	72,023	49,646	22,377
③その他営業収益	2,171	2,413	△ 242	委託料(包括:動力費)	80,975	94,919	△ 13,944
2. 営業外収益	329,954	303,104	26,850	委託料(包括:その他)	193,635	202,087	△ 8,452
①受取利息	10	11	△ 1	委託料(包括以外)	112,824	118,026	△ 5,202
②他会計補助金	34,204	36,842	△ 2,638	③減価償却費	481,822	452,449	29,373
③消費税還付金	55,000	30,000	25,000	④その他	115,101	91,998	23,103
④長期前受金戻入	202,854	202,536	318	2. 営業外費用	72,679	67,110	5,569
⑤雑収益	37,886	33,715	4,171	①支払利息	72,677	67,108	5,569
3. 特別利益	2	2	0	②雑支出	2	2	0
				3. 特別損失	2	2	0
				4. 予備費	1,000	1,000	0
計	1,247,049	1,106,012	141,037	計	1,189,943	1,138,337	51,606

*収入総額1,247,049千円、支出総額1,189,943千円、収支差引 57,106千円

*対前年度比 収入12.8%増、支出4.5%増

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 企業債	715,300	447,900	267,400	1. 建設改良費	1,173,703	827,281	346,422
2. 工事負担金	3,500	16,140	△ 12,640	①委託料(包括:工事費)	1,026,119	705,716	320,403
3. 他会計負担金	9,900	9,900	0	委託料(包括:その他)	95,221	103,131	△ 7,910
4. 補助金	183,148	178,088	5,060	②その他	52,363	18,434	33,929
5. 固定資産売却代金	1	1	0	2. 企業債償還金	309,047	296,061	12,986
計	911,849	652,029	259,820	計	1,482,750	1,123,342	359,408

*収入総額911,849千円、支出総額1,482,750千円、収支差引 △570,901千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額570,901千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,039千円、当年度分損益勘定留保資金296,790千円及び減債積立金182,072千円で補填するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・荒尾地区配水管布設その4工事
- ・万田田添線配水管布設工事
- ・屋形山配水池更新工事
- ・桜山水源地設備更新工事
- ・八幡台水源地加圧タンク更新工事
- ・八幡増圧加圧タンク更新工事

議第9号資料

令和6年度荒尾市下水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
接続戸数(戸)	15,500	15,500	0	前年度決算見込 15,500
年間総処理水量(m ³)	4,118,000	4,237,000	△ 119,000	前年度決算見込 4,385,000
1日平均処理水量(m ³)	11,282	11,577	△ 295	前年度決算見込 11,981
年間有収水量(m ³)	3,707,000	3,814,000	△ 107,000	前年度決算見込 3,704,000
主要な建設改良事業(千円)	625,300	297,320	327,980	

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.営業収益	852,063	862,449	△ 10,386	1.営業費用	1,231,638	1,246,235	△ 14,597
①下水道使用料	766,632	781,205	△ 14,573	①職員給与費	70,684	64,663	6,021
②他会計負担金	85,394	81,207	4,187	②光熱水費	24,918	26,098	△ 1,180
③その他営業収益	37	37	0	③修繕費	54,010	53,047	963
2.営業外収益	485,663	497,168	△ 11,505	④委託料	420,530	437,216	△ 16,686
①受取利息及び配当金	3	3	0	⑤減価償却費	628,229	638,226	△ 9,997
②他会計補助金	195,320	198,524	△ 3,204	⑥その他	33,267	26,985	6,282
③長期前受金戻入	290,279	298,580	△ 8,301	2.営業外費用	101,995	101,898	97
④雑収益	61	61	0	①支払利息	89,995	90,898	△ 903
3.特別利益	2	2	0	②消費税及び地方消費税	10,000	10,000	0
				③雑支出	2,000	1,000	1,000
				3.特別損失	51	51	0
計	1,337,728	1,359,619	△ 21,891	計	1,333,684	1,348,184	△ 14,500

*収入総額 1,337,728千円、支出総額 1,333,684千円、収支差引 4,044千円

*対前年度比 収入1.6%減、支出1.1%減

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.企業債	453,200	402,100	51,100	1.建設改良費	840,218	693,752	146,466
2.補助金	459,892	293,529	166,363	2.借入償還金	496,564	505,557	△ 8,993
3.工事負担金	1	1	0	3.国庫補助金返還金	0	24,000	△ 24,000
4.固定資産売却代金	1	1	0				
5.受益者負担金	11,891	12,663	△ 772				
計	924,985	708,294	216,691	計	1,336,782	1,223,309	113,473

*収入総額 924,985千円、支出総額 1,336,782千円、収支差引 △411,797千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額411,797千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,931千円、当年度分損益勘定留保資金350,450千円及び建設改良積立金207千円で補填し、なお不足する30,209千円は一時借入金で措置するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・荒尾市大島浄化センター併設雨水ポンプ場耐震改築工事
- ・荒尾市大島雨水ポンプ場増設工事
- ・荒尾市大島浄化センター中央監視制御改築工事
- ・荒尾市大島浄化センター汚泥棟耐震診断業務委託
- ・第2期ストックマネジメント計画業務委託

令和6年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

【収入】

【支出】

(単位:千円)

科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	8,420,552	7,953,548	467,004	1 病院事業費用	10,031,282	8,739,866	1,291,416
1 医業収益	7,928,124	7,095,085	833,039	1 医業費用	8,792,282	7,989,166	803,116
入院収益	5,278,754	4,917,702	361,052	給与	4,588,247	4,402,579	185,668
外来収益	2,171,327	1,820,953	350,374	給与・報酬	3,413,581	3,355,950	57,631
その他医業収益	497,043	374,430	122,613	法定福利費等その他給与費	1,174,666	1,046,629	128,037
(229,093)	(170,837)	(58,256)		材料費	1,833,740	1,731,162	102,578
保険等査定減	△ 19,000	△ 18,000	△ 1,000	薬品費	1,208,000	1,112,026	95,974
2 医業外収益	479,770	845,805	△ 366,035	診療材料費	611,740	605,136	6,604
他会計補助金	45,222	108,482	△ 63,260	医療消耗備品費	14,000	14,000	0
(45,222)	(108,482)	(△ 63,260)		経費	1,435,313	1,526,587	△ 91,274
資本費繰入収益	107,750	1	107,749	光熱水費	104,588	132,824	△ 28,236
(107,750)	(1)	(107,749)		修繕費	17,300	23,000	△ 5,700
他会計負担金	210,394	243,567	△ 33,173	賃借料	121,227	116,612	4,615
(210,394)	(243,567)	(△ 33,173)		委託料	1,035,810	838,707	197,103
その他医業外収益	116,404	493,755	△ 377,351	その他経費	156,388	415,444	△ 259,056
3 特別利益	12,658	12,658	0	減価償却費	893,500	295,550	597,950
(0)	(0)	(0)		資産減耗費	10,000	2,000	8,000
収益的収入合計	8,420,552	7,953,548	467,004	研究研修費	31,482	31,288	194
(592,459)	(522,887)	(69,572)		2 医業外費用	1,219,000	165,000	1,054,000
()は、繰入金				支払利息	176,000	87,000	89,000
				その他医業外費用	1,043,000	78,000	965,000
				3 特別損失	10,000	575,700	△ 565,700
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	10,031,282	8,739,866	1,291,416

◇患者見込数

1. 入院	89,790 人 (246.0人 × 365日)
高度急性期	5,110 人 (14.0人 × 365日)
急性期	68,985 人 (189.0人 × 365日)
回復期	15,330 人 (42.0人 × 365日)
歯科	365 人 (1.0人 × 365日)
2. 外来	89,910 人 (370.0人 × 243日)
医科	87,480 人 (360.0人 × 243日)
歯科	2,430 人 (10.0人 × 243日)

◇1日1人当たり収益

1. 入院	58,790 円
高度急性期	167,670 円
急性期	56,040 円
回復期	34,790 円
歯科	62,430 円
2. 外来	24,150 円
医科	24,500 円
歯科	11,570 円

2. 資本的収入及び支出

【収入】

【支出】

(単位:千円)

科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	1,031,833	6,271,880	△ 5,240,047	1 資本的支出	1,656,774	6,539,453	△ 4,882,679
1 企業債	1,007,800	6,206,000	△ 5,198,200	1 建設改良費	1,035,772	6,275,451	△ 5,239,679
施設整備事業債	927,800	4,243,800	△ 3,316,000	土地購入費	67,090	16,720	50,370
医療機器整備事業債	80,000	1,962,200	△ 1,882,200	建物建設改良費	237,111	4,140,940	△ 3,903,829
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	構築物建設改良費	641,570	145,590	495,980
3 補助金	17,877	58,507	△ 40,630	器械備品購入費	90,000	1,972,200	△ 1,882,200
4 他会計負担金	1(1)	1(1)	0	その他改良費	1	1	0
5 他会計出資金	763(763)	1,980(1,980)	△ 1,217(△ 1,217)	2 企業債償還金	591,000	231,000	360,000
6 医学生奨学資金貸付金返還金	1	1	0	3 医学生奨学資金貸付金	24,000	24,000	0
7 看護学生奨学資金貸付金返還金	1	1	0	4 看護学生奨学資金貸付金	6,000	9,000	△ 3,000
(繰入金合計)	(593,223)	(524,868)	(68,355)	5 電話加入権	1	1	0
()は、繰入金				6 投資	1	1	0

令和6年度当初予算

	収入	支出	差引収支	
1. 収益的収支	8,420,552	10,031,282	△ 1,610,730	【3条】建設コンサル委託費 22,440千円
2. 資本的収支	1,031,833	1,656,774	△ 624,941	【4条】造成費 67,090千円、建築工事費 676,721千円、解体工事費 187,520千円、施工監理費 11,440千円、ネットワーク構築費 3,000千円、物価スライド 10,000千円
	9,452,385	11,688,056	△ 2,235,671	

参考・・・令和5年度当初予算

	収入	支出	差引収支	
1. 収益的収支	7,953,548	8,739,866	△ 786,318	【3条】建設コンサル委託費 37,400千円、消耗備品費 238,441千円、機器移設等 90,500千円、引越費用 44,000千円
2. 資本的収支	6,271,880	6,539,453	△ 267,573	【4条】造成費 16,720千円、建築工事費 3,673,530千円、解体工事費 447,420千円、施工監理費 46,420千円、医療機器整備 1,862,200千円、ネットワーク構築費 119,160千円
	14,225,428	15,279,319	△ 1,053,891	

議第11号資料

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金事業費（市分）	177,596				177,596	<input type="checkbox"/> 住民税均等割のみ課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金給付事業費及び支給に伴う事務経 費 ・ 消耗品費 55 ・ 手数料 198 ・ 住民情報システム改修委託料 1,056 ・ 緊急支援給付金申請受付等業務委託料 1,287 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支 援給付金（住民税均等割のみ課税世帯・ こども加算） 175,000
	電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金事業費（市分） （時間外手当）	388				388	<input type="checkbox"/> 住民税均等割のみ課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金の支給に伴う事務経費 ・ 時間外手当 388
	3 款計	177,984				177,984	
	補 正 額	177,984				177,984	一般財源 ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交 付金 177,984
	補正前の額	27,127,925	7,420,229	520,200	1,488,898	17,698,598	
	合 計	27,305,909	7,420,229	520,200	1,488,898	17,876,582	

荒尾市犯罪被害者等支援条例の制定について（概要）

1 制定理由

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた身体的及び精神的被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現するため、条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 対象となる犯罪等（第2条関係）

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

(2) 支援の対象となる犯罪被害者等（第2条関係）

犯罪等の被害者及びその家族又は遺族

(3) 支援の内容

ア 相談及び情報の提供等（第6条関係）

市は窓口を設置し、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。

イ 犯罪被害者等見舞金の支給（第7条関係）

犯罪被害者等に対して、規則で定めるところにより、次のとおり見舞金を支給する。

(ア) 対象となる犯罪

殺人、強盗、傷害、不同意性交等、危険運転致死傷等の身体生命に関する故意による犯罪

(イ) 対象者及び見舞金の種類及び金額

①遺族見舞金

荒尾市内に居住する犯罪被害者の遺族：30万円

②重傷病見舞金

荒尾市内に居住する犯罪行為による重傷病を負った者：10万円

ウ 日常生活の支援（第8条関係）

日常生活を営むため、必要な福祉サービス等が提供されるよう支援する。

エ 居住の安定（第9条関係）

居住の安定を図るため、市営住宅への入居等の必要な支援を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(7) 略 (8) <u>文化に関すること (次号に掲げるものを除く。)</u>。 (9) <u>文化財の保護に関すること。</u> (10) <u>国際交流に関すること。</u> (11)～(19) 略 地域振興部 (1)～(4) 略 (5)・(6) 略</p>	<p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(7) 略 (8)～(16) 略 地域振興部 (1)～(4) 略 (5) <u>文化に関すること (次号に掲げるものを除く。)</u>。 (6) <u>文化財の保存及び活用に関すること。</u> (7) <u>国際交流に関すること。</u> (8)・(9) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2～5 附則による改正関係参照

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例（附則による改正関係） 新旧対照表

附則第2項（荒尾市観光振興計画策定等委員会条例の一部改正）

現 行	改 正 後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部産業振興課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部観光文化交流課</u> において処理する。

附則第3項（荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正）

現 行	改 正 後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部文化企画課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部観光文化交流課</u> において処理する。

附則第4項（荒尾市文化財保護審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部文化企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>地域振興部観光文化交流課</u> において処理する。

附則第5項（野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の一部改正）

現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総務部文化企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部観光文化交流課</u> において処理する。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務のほか、市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務のほか、市の執行機関が第3項の規定により行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他</p>

現 行	改 正 後
<p>3 前項に定めるもののほか、市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>4 前2項の場合において、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報</u>から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>5 略</p>	<p>の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、市の執行機関は、<u>特定個人情報</u>利用事務を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報</u>から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>削る。</p> <p>4 略</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するることにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するることにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について（概要）

1 改正理由

地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となったことから、本市においても会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、必要な事項を定めるものである。

2 改正内容

区分	フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
支給対象者	次のいずれかに該当する者で、基準日（6月1日及び12月1日）にそれぞれ在職するもの (1) 任期の定めが6月以上の者 (2) 任期の定めが6月未満の者で、再度の任用により1会計年度内における任期の定め合計が6月以上となるもの (3) 6月に勤勉手当を支給する場合で、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者で、当該任期の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6月以上となるもの	
勤勉手当の額	基準日の給料月額等×市長の定める基準 ※正職員と同じ	基準日以前6月以内の報酬の1月当たりの平均額×市長の定める基準

その他人事院勧告による給料表の改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の上限の改正及び文言の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 改正条例一覧

第1条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

第3条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>第1条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>(給料及び控除)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料及び控除)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料及び控除)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤</u> <u>勉手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 <u>フルタイム会計年度任用職員</u>（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当の支給、不支給及び一時差止めについては、<u>給与条例第16条の8の規定の例</u>による。</p> <p>2 <u>第16条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員</u> <u>の勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条 略</p>
<p>第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>現</p> <p>荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、荒尾市のパートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び費用弁償</u>に<u>関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p>	<p>行</p> <p>荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、荒尾市のパートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び費用弁償</u>に<u>関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p>	<p>改</p> <p>荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する<u>条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、荒尾市のパートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当、勤勉手当及び費用弁償</u>に<u>関し必要な事項</u>を定めるものと</p>	<p>正</p>	<p>後</p>

現 行	改 正 後
<p>(報酬)</p> <p>第3条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額^{のときは}294,387円、日額^{のときは}14,018円及び時間額^{のときは}1,869円の範囲内とし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、宿日直割増報酬及び<u>期末手当並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、<u>次の各号</u>に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>する。</p> <p>(報酬)</p> <p>第3条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額^{のときは}295,354円、日額^{のときは}14,064円及び時間額^{のときは}1,875円の範囲内とし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、宿日直割増報酬、<u>期末手当及び勤勉手当並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、<u>次に定めるところ</u>により、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第14条の2</u> <u>パートタイム会計年度任用職員</u>（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) <u>勤勉手当は、次のアからウまでのいずれか</u>に該当する者で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p> <p><u>ア</u> 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員</p> <p><u>イ</u> 任期の定めが6月未満のパートタイム会計年度任用職員で、再度の任用により1会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（ウにおいて「会計年度任用職員」という。）としての任期の定め^{の合計が6月以上となるパートタイム会計年度任用職員}</p>

現 行	改 正 後
	<p>ウ 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者で、当該任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上であるパートタイム会計年度任用職員</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第16条の8の規定の例による。</p> <p>(休職者の報酬等)</p> <p>第18条 休職中のパートタイム会計年度任用職員には、報酬、期末手当及び勤勉手当を支給しない。</p>

第3条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の8に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第16条の8に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

現 行	改 正 後
<p>以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるとき、その育児休業の期間を100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があるとき、その育児休業の期間を100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の</p>

現 行	改 正 後
<p>内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。</p>	<p>内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</u></p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号」とあり、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第2号」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあり、同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「<u>特定教育・保育施設と同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・</u></p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>認定子ども園又は幼稚園</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の数</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u></p>

現 行	改 正 後
<p>保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）とする。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第18号資料

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

複数の子どもがいる子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することを目的として、市独自の施策として多子世帯の保育料の無償化を行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

多子世帯における満3歳未満保育認定子どもの保育料の負担軽減

【今回の改正】 市独自の軽減	18歳未満の子どもを2人以上扶養する世帯において、18歳未満の子どもについて年長者から順に数え、 <u>第2子以降の保育料を無償とする。</u> ※所得制限なし
現行の制度	① 18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯において、18歳未満の子どもについて年長者から順に数え、第3子以降の保育料を無償とする。 ※所得制限あり ② 子どもが同時入所している場合のみ、第2子の保育料を半額負担とする。 ※①・②に該当しない場合でも、世帯年収約360万円未満の多子世帯及び要保護世帯については、兄弟・姉妹の年齢に関係なく、軽減措置あり

※令和元年10月から、3歳以上の幼児教育・保育利用に係る費用については、子どもの数にかかわらず無償となっている。

（参考）利用者負担額D5階層（標準時間30,900円）の場合

出生順	第1子	第2子	第3子	第4子
年齢	10歳	2歳	1歳	0歳
改正後	—	<u>無償</u> (0円)	無償 (0円)	無償 (0円)
現行	—	全額負担 (30,900円)	無償 (0円)	無償 (0円)

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

令和6年4月1日以後に行われる特定教育・保育等について適用

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>別表第1 (第3条、第4条関係) 略 備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 負担額算定基準子ども (令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。) が同一世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p> <p>(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である教育・保育給付認定子ども 0円</p> <p>9 教育・保育給付認定子ども^ハの属する世帯がB階層に該当する場 合における8の適用については、8(1)中「この表に掲げる額の2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>10 特定被監護者等 (令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層 (所得割の額が57,700円未満のものに限る。) に該当する場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p>	<p>別表第1 (第3条、第4条関係) 略 備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等 (令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) のうち法第6条第1項に規定する子どもが複数人いる場合において、最年長者から順に2番目以降の子どものうち満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p> <p>9 特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層 (所得割の額が57,700円未満のものに限る。) に該当する場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) 次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>ア 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども</p> <p>イ 教育・保育給付認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 0</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0</p> <p>ロ 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども</p> <p>イ 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</p> <p>ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども</p> <p>11 教育・保育給付認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合における10の適用については、10中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは「D2階層</p>	<p>(1) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額を削る。</p> <p>削る。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども 0円を削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>10 教育・保育給付認定子どもに属する世帯がひとり親世帯等である場合における9の適用については、9中「又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは「D2階層</p>

現 行	改 正 後
<p>層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）と、「次に掲げる教育・保育給付認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p><u>12</u> 教育・保育給付認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場 合における<u>10</u>の適用については、<u>10(1)</u>中「この表に掲げる額の 2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> <u>熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる教育・保育給付認 定子どもの利用者負担額は、規則で定める。</u></p>	<p>層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）と、「次に掲げる教育・保育給付認定子ども区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。</p> <p><u>11</u> 教育・保育給付認定子どもに属する世帯がB階層に該当する場 合における<u>9</u>の適用については、<u>9(1)</u>中「この表に掲げる額の 2分の1に相当する額」とあるのは、「0円」とする。</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 削る。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の児童を、その父又は母の一方が現に扶養している家庭をいう。 (1)～(4) 略 (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (6)～(10) 略 2～8 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の児童を、その父又は母の一方が現に扶養している家庭をいう。 (1)～(4) 略 (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は<u>第10条の2</u>の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 (6)～(10) 略 2～8 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部改正について(概要)

1 改正の趣旨

介護保険事業計画は、3年ごとにその内容を見直すこととされており、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を算定したことに伴い、所要の改正を行うものである。今回の改正においては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付算の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する(9段階から13段階への多段階化、高所得者の保険料率の引上げ、低所得者の保険料率の引下げ等)ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとした。

2 改正内容

第8期介護保険料(令和3年度～令和5年度)				(単位:円)		
段階	対象	保険料率	保険料額 (年)	保険料額 (月)		
1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	31,800 (19,080)	2,650 (1,590)		
						前年の基準所得が80万円以下の方
						前年の基準所得が80万円を超え120万円以下の方
2	市民税 非課税 世帯	0.75 (0.5)	47,700 (31,800)	3,975 (2,650)		
3		0.75 (0.7)	47,700 (44,520)	3,975 (3,710)		
4	本人が 市民税 非課税	0.9	57,240	4,770		
5		1	63,600	5,300		
6	本人が 市民税 課税	1.2	76,320	6,360		
7		1.3	82,680	6,890		
8		1.5	95,400	7,950		
9		1.7	108,120	9,010		



第9期介護保険料(令和6年度～令和8年度)				(単位:円)		
段階	対象	保険料率	保険料額 (年)	保険料額 (月)		
1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.455 (0.285)	27,300 (17,100)	2,275 (1,425)		
						前年の基準所得が80万円以下の方
						前年の基準所得が80万円を超え120万円以下の方
2	市民税 非課税 世帯	0.685 (0.485)	41,100 (29,100)	3,425 (2,425)		
3		0.69 (0.685)	41,400 (41,100)	3,450 (3,425)		
4	本人が 市民税 非課税	0.9	54,000	4,500		
5		1	60,000	5,000		
6	本人が 市民税 課税	1.2	72,000	6,000		
7		1.3	78,000	6,500		
8		1.5	90,000	7,500		
9	本人が 市民税 課税	1.7	102,000	8,500		
10		1.9	114,000	9,500		
11		2.1	126,000	10,500		
12		2.3	138,000	11,500		
13		2.4	144,000	12,000		

※ () 内は、軽減制度適用後の保険料率及び保険料額

3 施行期日
令和6年4月1日

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>76,320円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>82,680円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>95,400円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>108,120円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,080円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>31,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>27,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>41,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>90,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>102,000円</u></p> <p>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>114,000円</u></p> <p>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>126,000円</u></p> <p>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>138,000円</u></p> <p>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>144,000円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,100円</u>」とあるのは、「<u>29,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料</p>

現 行	改 正 後
<p>の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>44,520円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,100円</u>」とあるのは、「<u>41,100円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第21～24号資料

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正等について（概要）

1 改正理由

今回改正する4件の条例については、独自で定める基準を除いて、国が定める基準（以下「省令」という。）の内容を、そのまま条文に規定するコピー方式で規定している。条文を簡潔にするため、省令の規定を引用し、省令と同じ内容については、改めて規定しないリンク方式とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正する条例について

次の4件の条例について改正を行う。

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (4) 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 市が独自で定める基準

(1) 指定に係る事業者の要件

市は、暴力団員や暴力団員でなくなった日から5年経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が事業活動を支配する法人に対して、事業者の指定をすることができない。

(2) 記録の保存

省令で保存について定めがある記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ※省令では完結の日から2年間

(3) 暴力団員等の排除

ア 事業所は、暴力団員等から支配を受けてはならない。

イ 暴力団員等を事業所の管理者としてはならない。

(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員（2(1)のみ該当）

29人以下とする。

(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準（2(1)のみ該当）

1居室当たりの定員は、省令の要件に加えて、次の要件に該当する場合は、2人以上4人以下とすることができる。 ※省令では2人

ア 入所者同士の視線の遮断を確保するための設備を設けること。

イ 主要構造部に係る改修を行わずに定員が1人の居室への転換が可能な構造とすること。

4 施行期日

令和6年4月1日

荒尾市漁港管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等という。以下の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等という。以下の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、荒尾市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。）	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等という。以下の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、荒尾市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。）	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等という。以下の策定及び空家等（法第2条第1項に規定する空家等（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、荒尾市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。）		
(所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。 (1)・(2) 略 (3) 法第14条の規定に基づく特定空家等に対する措置に関する事項 (4) 略	(所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。 (1)・(2) 略 (3) 法第14条の規定に基づく特定空家等に対する措置に関する事項 (4) 略	(所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。 (1)・(2) 略 (3) 法第22条の規定に基づく特定空家等に対する措置に関する事項 (4) 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(給水装置の新設等の申込み) 第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み) 第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第37条の2 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 略</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置) 第37条の2 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200千円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

財産の取得の概要

- 1 取得する財産 小学校教師用指導書
- 2 取得理由 令和6年度から使用する小学校使用教科用図書を新たに採択したことに伴い、小学校教師用指導書を取得するものである。

3 取得する財産の数量及び金額

財産	数量	金額
国語 小学校教師用指導書	320冊	3,057,340円
書写 小学校教師用指導書	248冊	1,564,970円
社会 小学校教師用指導書	167冊	3,083,850円
地図 小学校教師用指導書	20冊	814,000円
算数 小学校教師用指導書	315冊	5,944,950円
理科 小学校教師用指導書	161冊	4,055,700円
生活 小学校教師用指導書	41冊	624,580円
音楽 小学校教師用指導書	238冊	4,904,680円
図画工作 小学校教師用指導書	30冊	1,155,000円
家庭 小学校教師用指導書	78冊	979,000円
保健 小学校教師用指導書	20冊	715,000円
英語 小学校教師用指導書	109冊	2,557,830円
道徳 小学校教師用指導書	238冊	3,051,840円
合計	1,985冊	32,508,740円

- 4 仮契約締結日 令和6年2月1日
- 5 契約金額 32,508,740円

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第11号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	総務課人件費	59,876				59,876	□退職者数増による(当初4人→補正後10人) ・退職手当 59,876
	庁舎施設改修費			700		△700	□地方債の充当に伴う財源組替え(財源) ・庁舎整備事業債 700
	分庁舎維持管理費(旧第四小学校)				△19	19	□10款に充当替え(財源) ・財産使用料 △19
	基金費(総合政策課)	103				103	□前年度運用益金等の積立て ・ふるさと創生基金積立金 103
	基金費(財政課)	527,606	46,013		337,623	143,970	□前年度運用益金等の積立て(前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 1,429 ・減債基金積立金 53 ・職員退職手当基金積立金 161 ・土地開発基金積立金 129 ・地域活性化基金積立金 1 ・公共施設整備基金積立金(前年度決算剰余金処分) 155 ・財政調整基金積立金 89,300 (普通交付税追加交付のうち臨時財政対策償還基金費相当分) ・減債基金積立金 52,742 (平成28年熊本地震復興基金交付金(市町村創意工夫事業(追加分)に係る交付額相当分) ・熊本地震復興基金積立金 46,013 (荒尾市土地開発公社解散に伴う残余財産収入及び(一財)荒尾産炭地域振興センター清算金の積立て) ・地域活性化基金積立金 337,623(財源) ・県補助金 46,013 ・残余財産収入 237,517 ・(一財)荒尾産炭地域振興センター清算金 100,106
	基金費(防災安全課)	1				1	□前年度運用益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 1
	地域公共交通活性化事業費	△5,014				△5,014	□不用額による減 ・バス路線欠損補助金 △5,014
	荒尾総合文化センター管理費	4,713				4,713	□市主催事業等での利用件数増に伴う減免額補填料の増 ・指定管理委託料 4,713
	社会保障・税番号制度システム整備事業費(記載事項関連)	4,170	4,170				□住民票等に氏名の振り仮名を記載するためのシステム改修 ・振り仮名法制化対応システム改修委託料(住民票・附票分) 4,170(財源) ・国庫補助金 4,170
2款計	591,455	50,183	700	337,604	202,968		
3 民生費	基金費(福祉課)	2,328				3	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 2,328(財源) ・児童福祉費寄附金 2,325
	障害計画策定費	△3,564				△3,564	□不用額による減 ・障がい者計画・障がい福祉計画策定委託料 △3,564

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	養護老人ホーム費	△ 18,263				△ 18,263	□不用額による減 ・扶助費 △18,263
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	60,911	45,682			15,229	□利用件数の見込増による ・扶助費 60,911 (財源) ・国庫負担金 30,455 ・県負担金 15,227
	相談支援給付費等支給事業費	2,500	1,875			625	□利用件数の見込増による ・扶助費 2,500 (財源) ・国庫負担金 1,250 ・県負担金 625
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 7,522	△ 5,642			△ 1,880	□保険基盤安定負担金の確定による特別 会計補正に伴う減 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △7,522 (財源) ・県負担金 △5,642
	障害児保育事業費	△ 1,567	△ 348			△ 1,219	□不用額による減 ・障害児保育事業補助金(保育所) △1,045 ・障害児保育事業補助金(幼稚園型認定 こども園) △522 (財源) ・国庫補助金 △174 ・県補助金 △174
	医療的ケア児保育支援事業	△ 16,018	△ 14,030			△ 1,988	□不用額による減 ・医療的ケア児保育支援事業補助金 △16,018 (財源) ・県補助金 △14,030
	利用者支援事業費	△ 1,625	△ 838			△ 787	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △1,625 (財源) ・国庫補助金 △671 ・県補助金 △167
	保育対策総合支援事業費	△ 1,000	△ 875			△ 125	□不用額による減 ・保育補助者雇上強化事業補助金(小規 模保育事業所) △1,000 (財源) ・県補助金 △875
	新型コロナウイルス感染症対策 事業費	△ 5,200	△ 2,600			△ 2,600	□不用額による減 ・保育環境改善等事業補助金 △5,200 (財源) ・国庫補助金 △2,600
	児童手当費	△ 32,175	△ 28,840			△ 3,335	□不用額による減 ・扶助費 △32,175 (財源) ・国庫負担金 △24,130 ・県負担金 △4,710

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源					
			国県支出金	地方債	その他			
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	△ 3,536	△ 2,652			△ 884	□不用額による減 ・扶助費 (財源) △3,536 ・国庫補助金 △2,652	
	医療レセプトシステム改修事業費	△ 1,100	△ 1,100				□不用額による減 ・ネットワーク回線改修委託料 (財源) △1,100 ・国庫補助金 △1,100	
	3 款計	△ 25,831	△ 9,368			2,325	△ 18,788	
4 衛 生 費	濃厚接触者搬送事業費	△ 1,263					△ 1,263	□不用額による減 ・消耗品費 △37 ・燃料費 △135 ・電話料 △85 ・保険料 △13 ・濃厚接触者搬送業務委託料 △993
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	△ 16,993					△ 16,993	□不用額による減 ・大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 △16,993
	基金費 (環境保全課)	80,008					80,008	□前年度運用益金及び荒尾市の一般廃棄物処理施設建設に向けた基金の積立て ・一般廃棄物処理施設建設基金積立金 80,008
	4 款計	61,752					61,752	
6 農 林 水 産 業 費	農業委員会費 (委員報酬費)	△ 772	△ 772					□不用額による減 ・委員報酬 (財源) △772 ・県負担金 △772
	水田農業所得向上推進事業費	△ 11,250	△ 6,250				△ 5,000	□不用額による減 ・水田農業所得向上推進補助金 △11,250 (財源) ・県補助金 △6,250
	新型コロナウイルス対策事業費 (農業振興)	△ 14,586					△ 14,586	□不用額による減 ・農水産業エネルギー価格高騰対応支援金 △14,586
	会下地区湧水恒久対策施設管理事業費	2					2	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 2
	古屋敷地区湧水恒久対策施設管理事業費	1					1	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 1
	観音寺・南上揚地区湧水恒久対策施設管理事業費	3					3	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減湧水恒久対策施設管理基金積立金 3
	林業振興費	1					1	□前年度運用益金の積立て ・森林環境譲与税基金積立金 1
	6 款計	△ 26,601	△ 7,022				△ 19,579	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)	
			特定財源					
			国県支出金	地方債	その他			
7 商 工 費	万田坑施設改修費			6,400		△ 6,400	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・社会教育施設整備事業債 6,400	
	炭鉱電車保存整備事業費			400		△ 400	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・観光施設整備事業債 400	
	7 款計			6,800		△ 6,800		
8 土 木 費	道路施設改修費	1,200				1,200	□県側溝整備事業による負担金 ・県営事業負担金 1,200	
	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	△ 91,821	△ 50,502	△ 37,190		△ 4,129	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △91,821 (財源) ・国庫補助金 △50,502 ・道路橋梁事業債 △37,190	
	社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線)	△ 24,000	△ 13,200	△ 9,700		△ 1,100	□補助対象事業費の決定による減 ・工事施工に伴う委託料 △3,000 ・工事請負費 △18,000 ・補償金 △3,000 (財源) ・国庫補助金 △13,200 ・道路橋梁事業債 △9,700	
	社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線)	△ 15,250	△ 8,388	△ 6,150		△ 712	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △4,950 ・用地取得費 △1,300 ・補償金 △9,000 (財源) ・国庫補助金 △8,388 ・道路橋梁事業債 △6,150	
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁定期点検)	△ 3,044	△ 1,675				△ 1,369	□補助対象事業費の決定による減 ・橋梁定期点検委託料 △3,044 (財源) ・国庫補助金 △1,675
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)	△ 5,241	△ 2,881	△ 2,100			△ 260	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △5,241 (財源) ・国庫補助金 △2,881 ・道路橋梁事業債 △2,100
	道路新設改良事業費 (人件費)			△ 6,260			6,260	□事業費変動に伴う起債額の変更による 財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 △6,260
	街路整備事業費	5,839		5,100			739	□県街路促進事業による負担金 ・県営事業負担金 5,839 (財源) ・都市計画事業債 5,100
8 款計	△ 132,317	△ 76,646	△ 56,300			629		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	△ 1,497				△ 1,497	□不用額による減 ・有明広域行政事務組合負担金 △1,497
	消防団備品整備事業費	△ 14,662	△ 4,887			△ 9,775	□不用額による減 ・備品購入費 (財源) △14,662 ・国庫補助金 △4,887
	9款計	△ 16,159	△ 4,887			△ 11,272	
10 教 育 費	基金費(教育振興課)	68			67	1	□旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続等による基金への積立て ・荒尾市学校教育施設整備基金積立金 68 (財源) ・財産使用料(2款から充当替え) 19 ・財産賃貸料 48
	小学校施設改修費	△ 39,917		△ 29,900		△ 10,017	□不用額による減 ・工事請負費 △39,917 (財源) ・小学校施設整備事業債 △29,900
	小学校施設長寿命化改修事業費	△ 30,000				△ 30,000	□不用額による減 ・工事施工に伴う委託料 △30,000
	中学校施設改修費			2,900		△ 2,900	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・中学校施設整備事業債 2,900
	基金費(文化企画課)	2				2	□前年度運用益金の積立て ・文化振興基金積立金 1 ・荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金 1
	地域と学校の連携・協働体制構築事業費	△ 1,337	△ 892			△ 445	□不用額による減 ・報償金 △1,337 (財源) ・県補助金 △892
	給食センター管理費	△ 14,690				△ 14,690	□不用額による減 ・荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金 △14,690
10款計	△ 85,874	△ 892	△ 27,000	67	△ 58,049		
11 災 害 復 旧 費	現年農林水産災害復旧事業費			400		△ 400	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・農林災害復旧債 400
	現年公共土木災害復旧事業費			5,500		△ 5,500	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・土木災害復旧債 5,500
11款計			5,900		△ 5,900		
	補正額	366,425	△ 48,632	△ 69,900	339,996	144,961	一般財源 ・私有地建物賃貸料 △48 (今回充当分) ・普通交付税 132,471 ・生活保護費国庫負担金(過年度) 159 ・災害救助費県負担金(過年度) 3,727 ・財政調整基金繰入金 △120,673 ・繰越金 89,300 ・過年度分市町村負担金返納金 1,742 ・療養給付費返還金(過年度) 38,283
	補正前の額	27,305,909	7,420,229	520,220	1,488,898	17,876,582	
	合計	27,672,334	7,371,597	450,320	1,828,894	18,021,543	

議第32号資料

令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	250,091	△ 7,522	242,569	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	42,992	0	42,992	
計		293,083	△ 7,522	285,561	
その他		663,643	0	663,643	
歳入合計		956,726	△ 7,522	949,204	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	880,683	△ 7,522	873,161	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
その他		76,043	0	76,043	
歳出合計		956,726	△ 7,522	949,204	

令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	20,000	8,400	28,400	補助金額決定に伴う増額
8款 市債	土木債	481,300	△ 41,600	439,700	施工計画の変更等に伴う減額
その他		181,764	0	181,764	
歳入合計		683,064	△ 33,200	649,864	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	南新地事業費	522,999	△ 33,200	489,799	施工計画の変更等に伴う減額
その他		160,065	0	160,065	
歳出合計		683,064	△ 33,200	649,864	